

## 第 2 編 災害予防計画

# 第1章 基本方針

## 第1 災害応急対策への備えの充実

災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するための平時からの備えを充実するため、次の事項を中心に、防災施設・設備や防災に関する制度・システムの整備内容等を明示する。

- 組織体制の整備
- 研修・訓練の実施
- 防災協力体制の確立
- 災害対策拠点の整備・運用
- 情報通信機器・施設の整備・運用
- 防災拠点の整備
- 火災予防対策の推進
- 防災資機材の整備
- 災害医療システムの整備
- 緊急輸送体制の整備
- 避難所対策の充実
- 備蓄体制等の整備
- 家屋被害認定士制度等の整備
- 廃棄物対策の充実
- 災害時要援護者支援対策の充実
- 災害ボランティア活動の支援体制の整備
- 水防対策の充実
- 土砂災害対策の充実
- 中山間地等における風水害対策の充実
- 兵庫県住宅再建共済制度の活用

## 第2 市民参加による地域防災力の向上

災害初動時においては、市民の自助・共助による自発的かつ迅速な行動が災害の抑止に大きく資することとなる。そのため、平時から、自らの命、自らのまちは自ら守るという防災の原点に立ったまちづくりを進めるため、次の事項を中心に、住民や企業等の防災活動への参画促進の方策を明示する。

- 防災に関する学習等の充実
- 自主防災組織の育成強化
- 企業等の地域防災活動への参画促進

## 第3 災害に強い地域防災基盤の整備

災害による被害を防止し、又は最小限に抑え、迅速かつ円滑な復旧を図りうる災害に強いまちづくりを進めるため、次の事項を中心に、防災基盤の整備の内容等を明示する。

防災基盤・施設等の整備  
まちの防災構造の強化  
水害の防止施設等の整備  
地盤災害の防止施設等の整備  
交通関係施設の整備  
ライフライン関係施設の整備

#### **第4 調査研究体制等の強化**

---

災害に対して、よりの確な備えを講じるため、次の事項を中心に、調査研究体制等の強化について明示する。

風水害等に関する調査研究の推進

#### **第5 その他の災害予防対策の推進**

---

雪害、危険物、大規模事故災害等の事故について明示する。

雪害の予防対策の推進

危険物等の事故の予防対策の推進

大規模事故等災害予防対策の推進

原子力等事故災害予防対策の推進

高病原性鳥インフルエンザ予防対策の推進

## 第2章 災害応急対策への備えの充実

### 第1節 組織体制の整備

---

実施担当	総務部総務課
------	--------

#### 第1 趣旨

---

市は、市域における総合的な防災対策の推進のため、平時から、市防災会議をはじめ、防災に係る組織体制の整備、充実に努める。

#### 第2 朝来市防災会議

---

##### 1 設置根拠

災害対策基本法第16条

##### 2 組織及び運営

災害対策基本法、朝来市防災会議条例（平成17年朝来市条例第17号）及び朝来市防災会議運営規程（平成17年朝来市訓令第15号）に定めるところによる。

##### 3 所掌事務

朝来市地域防災計画の作成及びその実施を推進すること等

#### 第3 初動体制の確立

---

市は、迅速な初動体制の確立のため、平時から災害即応体制の確立に努める。

##### 1 24時間即応体制の確立

災害の監視及び災害情報の収集・伝達体制等を確保するため、勤務時間外における宿・日直及び消防本部と防災担当職員との連絡体制を確立する。

##### 2 職員の参集体制の確立

職員参集連絡網、職員災害初動マニュアルを作成し、職員の参集体制を確立する。

#### 資料

- 1-1 朝来市防災会議条例

## 第2節 研修・訓練の実施

実施担当	総務部総務課、消防本部、各支所市民課
------	--------------------

### 第1 研修

市は、学識経験者、防災関係職員等を講師とした研修会を開催するほか、県等が主催する防災に関する講習会やシンポジウム等へ職員を積極的に参加させ、災害対策要員の対応能力の向上に努める。

なお、県は、次のような研修を実施している。

- 1 災害対策要員の専門性の向上を図るため、県及び市町等の災害対策要員を対象に、防災に関する体系的・総合的な知識習得のための「ひょうご防災カレッジ（行政職員向専門講座）」の研修を実施している。
- 2 初動時の災害情報の収集・伝達に万全を期し、情報ルートの徹底を図るため、「フェニックス防災システム」の端末設置機関の職員を対象とした操作研修会を実施している。  
また、人と防災未来センターでは、地方自治体の防災担当職員等の災害対策実務を担う人材を育成するため、災害対策専門研修を実施している。

### 第2 防災訓練

市及び防災関係機関は、防災体制の検証、対応能力や技能の向上、市民の防災意識の高揚等、目的に応じた防災訓練を実施し、実践的な災害対応力の向上を図るとともに、訓練結果の検証を通して課題を明らかにし、その改善に努め、防災対策の充実強化に努める。

防災訓練の実施や防災知識の普及に当たっては、救出・救護等における災害時要援護者への的確な対応が図られるよう留意するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

#### 1 総合防災訓練

防災関係機関が相互に連携を密にした、迅速かつ的確な災害応急対策の実現を図るため、総合防災訓練を実施する。実施時期、実施場所、想定災害、訓練内容等については、参加機関等と協議して決定する。

また、県及び近隣市町の主催で実施される総合防災訓練にも積極的に参加し連携強化を図る。

（主な参加機関）

所管国・県等関係行政機関、市、消防本部、消防団、朝来警察署、自衛隊、ライフライン機関、自主防災組織、学校、各種団体、事業所、ボランティア等

（主な訓練項目）

災害対策本部設置・運営訓練、情報収集・伝達訓練、災害時広報訓練、避難誘導訓練、避難所開設・運営訓練、救助・救出訓練、救急・救護訓練、消火訓練、水防訓練、ライフライン復旧訓練、交通規制訓練、障害物除去訓練、緊急輸送訓練、炊き出し訓練、災害ボランティア受入訓練等

## 2 個別訓練

市その他防災関係機関は、抜き打ちで訓練を実施するなど、現行の防災体制を検証するための訓練を単独又は共同で実施することにより、防災体制の充実強化を図る。

### (1) 災害対策本部設置・運営訓練

被害状況の収集・伝達、災害想定に応じた応急対策の検討等災害対策本部の設置運営に係る訓練を実施する。実施に当たっては、対策本部と各支所対策部との連携強化を重視したものとする。

### (2) 職員非常参集訓練

勤務時間外における災害の発生を想定し、職員の災害初動体制の迅速な確立を図るための情報伝達訓練及び参集訓練を実施する。

### (3) 情報収集・伝達訓練

区・自主防災組織・消防団等と連携した災害情報収集訓練を実施するとともに、ケーブルテレビ・防災行政無線を活用した市民への災害情報の伝達訓練を実施する。また、国・県・防災関係機関等との情報伝達訓練を実施する。

### (4) 避難所開設運営訓練

区・自主防災組織・学校等と連携した避難訓練及び避難所開設・運営訓練を実施する。

### (5) 災害図上訓練

災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を行う図上訓練を実施する。

災害対応の模擬訓練

他機関との連携訓練等

### (6) 地域自主防災訓練

地域防災力の向上、市民の防災意識の高揚等を図るため、市や消防本部の指導のもと、区、自主防災組織、学校、事業所等が主体的に避難、初期消火、避難所開設等の訓練を実施する。

### (7) 水防訓練

市及び消防団は、円滑な水防活動を遂行するため、雨期及び台風シーズン前など訓練効果のある時期を選んで、水防工法、資材の調達・輸送、通信連絡、水位雨量の観測等を織り込んだ水防訓練を実施する。

### (8) 消防訓練

市、消防団及び消防本部は、円滑な消防活動を遂行するため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、救助・救出訓練、避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じ他の関連した訓練と併行して行うものとする。

## 3 その他

市は、職員が災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、職員のとるべき行動をとりまとめた、職員災害初動マニュアルを作成し、職場研修等を通じて、その周知徹底を図ることとする。また、災害時における参集基準等をまとめた携帯カードを職員に配付する。

## 第3節 防災協力体制の確立

---

実施担当	総務部総務課、消防本部
------	-------------

### 第1 県・市町間の広域連携強化

---

市は、大規模災害や防災全般に関する協力体制強化のため、県・近隣市町等との広域相互応援体制の整備を進める。

#### 1 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

県及び県内市町は、相互に応援を要請又は応援を行うに当たって必要な事項を定めた相互応援協定を締結している。

- (1) 協定締結者 兵庫県、県内 41 市町
- (2) 締結時期 平成 18 年 11 月 1 日
- (3) 応援の内容

災害応急対策及び応急復旧に必要な資機材、物資及び施設のあっせん又は提供、職員の派遣、被災者の受入れ等

#### 2 兵庫県水道災害相互応援に関する協定

県及び県内市町等は、水道災害発生時における相互応援活動を行うに当たって必要な事項を定めた相互応援協定を締結している。

- (1) 協定締結者 兵庫県、県内 41 市町、県内各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部、兵庫県簡易水道協会
- (2) 締結時期 平成 10 年 3 月 16 日
- (3) 応援の内容

応急給水作業、応急復旧工事、必要な資機材・車両等の抛出、工事業者のあっせん等

#### 3 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

県及び県内市町等は、災害発生時における災害廃棄物処理の円滑な実施のため、相互応援活動を行うに当たって必要な事項を定めた相互応援協定を締結している。

- (1) 協定締結者 兵庫県、県内 41 市町、県内関係一部事務組合
- (2) 締結時期 平成 17 年 9 月 1 日
- (3) 応援の内容

災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供及びあっせん、職員の派遣、焼却・破碎等中間処理の実施及び処理業者のあっせん等

### 第2 消防機関の連携強化

---

消防本部は、広域消防応援協定の締結・運用等、消防相互応援体制の整備と緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

## 1 兵庫県広域消防相互応援協定

県内市町及び消防一部事務組合等は、大規模又は特殊災害発生時において、相互に消防広域応援体制を確立して対処するため、応援を行うに当たって必要な事項を定めた相互応援協定を締結している。

(1) 協定締結者 県内 27 市町、4 一部事務組合

(2) 締結時期 平成 18 年 9 月 1 日

(3) 対象災害

大規模林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災

地震、風水害その他大規模な自然災害

航空機事故及び列車事故等で、大規模又は特殊な救急・救助事故

毒性物質、生物剤、放射性物質に係る事故による災害

(4) 応援の内容

消防・救急・救助活動に必要な資機材及び車両の提供、消防職員の派遣、消防・救急・救助の応援活動等

## 2 隣接市町等との消防相互応援協定

消防本部は、隣接市町等と大規模火災発生時等において、相互に消防応援体制を確立して対処するため、応援を行うに当たって必要な事項を定めた相互応援協定を締結している。

(1) 協定締結市町等

豊岡市、養父市、宍粟市、福知山市、丹波市、姫路市、西脇多可行政事務組合

(2) 応援の内容

消防・救急・救助活動に必要な資機材、車両の提供、消防職員及び消防団員の派遣、消防・救急・救助の応援活動等

## 3 自動車専用道路等における消防業務相互応援協定

消防本部は、道路管理者及び隣接市町等と、自動車専用道路等における火災、救急、救助又はその他災害発生時において、相互に消防業務の応援体制を確立して対処するため、応援を行うに当たって必要な事項を定めた相互応援協定を締結している。

(1) 協定締結市町等

北近畿豊岡自動車道春日和田山道路

国土交通省近畿地方整備局豊岡河川国道事務所、兵庫県道路公社、丹波市

播但連絡道路

兵庫県道路公社、姫路市

(2) 応援の内容

消防・救急・救助活動に必要な資機材、車両の提供、消防職員の派遣、消防・救急・救助の応援活動等

## 第3 情報伝達体制の連携強化

市、県、放送事業者は、災害時における避難勧告・指示等の情報伝達について、情報内容、



連絡方法等についてあらかじめ定めるとともに、関係機関の連絡責任者を定めたりリストを作成し共有する。

また、市は、地域メディアと情報提供等に関する協定を締結するなどの体制整備に努める。

## 第4 その他民間団体等との協力体制の整備

---

市は、災害時における迅速な応急対策を実施するため、市内の民間団体等との応援協力体制の整備に努める。

### 1 災害時における応急対策業務に関する協定

市及び朝来市建設業協会は、災害発生時における災害応急対策業務の応援を行うに当たって必要な事項を定めた相互応援協定を締結している。

- (1) 協定締結者 朝来市、朝来市建設業協会
- (2) 締結時期 平成 18 年 2 月 14 日
- (3) 応援の内容

人命救助、道路交通確保等のための障害物の除去作業、災害応急対策及び応急復旧に必要な建設資機材及び労力の提供等

### 2 災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定

市及び協同組合和田山ショッピングセンター外 2 社は、災害発生時における物資確保の応援を行うに当たって必要な事項を定めた相互応援協定を締結している。

- (1) 協定締結者 朝来市、協同組合和田山ショッピングセンター、株式会社ネクステージ、イオン株式会社西日本カンパニー
- (2) 締結時期 平成 18 年 7 月 21 日
- (3) 応援の内容

災害時における物資等の供給、避難場所の提供

## 第5 受入体制の整備

---

市は、災害時に応援の受入れを円滑に行えるよう、集結・宿泊・活動拠点施設等、受入体制の整備に努める。また、必要な事務手続き等を円滑に行えるよう、事前に応援の要請・受入・調整等に関するマニュアルを作成する。

### 資 料

- 4 - 2 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定 / 同実施要領
- 4 - 3 兵庫県水道災害相互応援に関する協定
- 4 - 4 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定
- 4 - 5 兵庫県広域消防相互応援協定 / 同覚書
- 4 - 6 朝来市建設業協会との災害時における応急対策業務に関する協定
- 4 - 7 協同組合和田山ショッピングセンター等との災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定

## 第4節 災害対策拠点の整備・運用

実施担当	総務部総務課・財務課、消防本部、各支所市民課
------	------------------------

市は、災害が発生した場合において、市の防災対策活動の中核機能を的確に発揮し、災害対策活動の拠点としての役割を十分に果たすことができるよう、災害対策本部（朝来市防災センター）、支所対策部（本庁及び各支所）、消防本部及び消防団の施設・機能の維持・充実を図る。

### 第1 朝来市防災センターの整備・運用

朝来市防災センターは、災害初動時からの災害対策本部機能を迅速かつ的確に発揮し、市が行う災害応急対策活動の拠点施設として整備した。応急対策用資機材、飲料水、燃料等の一層の備蓄を進めるとともに、市民の防災意識高揚及び自主防災組織活動支援に資するための教育・研修・訓練機能の充実に努める。

- (1) 供用開始 平成13年4月
- (2) 場所 朝来市和田山町枚田609番地
- (3) 構造規模 鉄筋コンクリート造2階建、延床面積856.66㎡
- (4) 施設概要 災害対策室、研修室、炊き出し室、備蓄倉庫
- (5) 施設の特徴

災害情報センターとしてケーブルテレビ和田山局舎を併設しており、ケーブルテレビ、音声告知システムにより市民への迅速な情報発信を行うことができる。また、フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）、河川監視カメラなどを設置しており災害情報に関するネットワークを完備している。

防災ステーション機能として、応急対策活動用の土砂・ブロック等を備蓄するとともに、建設機械の作業スペースを有している。

停電時にも機能がダウンしないように非常用発電機を設置している。

### 第2 災害対策拠点の機能強化のための環境整備

災害応急対策実施時において支所対策部が設置される市役所本庁、各庁舎、及び災害対策拠点施設となる消防本部、消防団消防機庫等の機能強化を図る。

- (1) 耐震補強、浸水防止対策の実施
- (2) 停電時における電源確保対策として、非常用発電機の設置とその浸水対策の実施
- (3) 防災情報システムの充実強化
- (4) 応急対策用資機材、飲料水、燃料等の備蓄

## 第5節 情報通信機器・施設の整備・運用

---

実施担当	企画部広報課、総務部総務課、消防本部、各支所市民課
------	---------------------------

### 第1 市防災行政無線の整備

---

市の防災行政無線は、合併前に整備された無線を新市に引継ぎ地域単位での運用を行っている。地域毎の周波数が異なるため、災害時に円滑に活用できるよう中継局を設置し、一元化を図り、全市域で無線通話ができるよう無線機器のデジタル化を進めるなど、今後、同報系無線と移動系無線の一体整備、地域防災無線の整備に努める。

### 第2 緊急時ホットライン電話の充実

---

市は、緊急時ホットライン電話の充実を図り、災害対策本部・支所対策部・地域防災拠点との連携の強化に努める。

### 第3 非常通信体制の充実強化

---

市及び防災関係機関は、災害時に加入電話、携帯電話等が使用できない時、または利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定に基づく非常通信の活用を図ることとし、兵庫地区非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の整備充実に努める。

また、災害時における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平時より非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

### 第4 フェニックス防災システムの運用

---

県内市町、消防本部、県関係機関、自衛隊、ライフライン事業者等の各防災関係機関を結ぶフェニックス防災システムの運用により、災害情報の迅速な収集・伝達及び共有を図る。

また、同システムの円滑な運用を図るための操作研修を行い、操作可能職員の確保に努める。

### 第5 兵庫衛星通信ネットワークの活用

---

被災、通信ふくそう等により公衆回線網・専用線が使用できない場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系）を使用して県内市町、消防本部、県関係機関等との通信を確保し、迅速・的確な応急対策を図る。

### 第6 防災気象情報提供システムの活用

---

市は、気象庁から情報提供される、防災気象情報提供システムの活用により、住民等への確かな避難誘導を行う。

## 第7 防災基礎情報のデータベース化の検討

---

市は、災害時における迅速かつ的確な対応を行うため、防災基礎情報（防災拠点、病院、避難所、災害危険箇所など）のデータベース化を検討する。

## 第8 市民への情報伝達システムの整備・活用

---

市は、災害時における市民への迅速かつ的確な情報伝達を行うため、多層的な情報伝達手段の整備充実に努めるとともに、整備に当たっては視覚・聴覚障害者等の災害時要援護者に配慮するものとする。

### 1 同報系防災行政無線

山東地域で整備されている同報系防災行政無線について、全市域での整備を検討する。

### 2 ケーブルテレビ

音声告知放送システムの音声による災害情報の伝達、ケーブルテレビの映像による災害情報の伝達体制を確立するとともに、設備・伝送路等の防災機能の強化に努める。

### 3 携帯電話

携帯電話のメール機能を活用した情報伝達として、ひょうご防災ネットへの加入、消防本部高機能消防指令システムを活用した災害対策要員の非常時参集システムについて検討する。  
また、携帯電話の不通話地域の解消に努める。

### 4 衛星電話

災害時において孤立する可能性のある地域への衛星電話の配備を行う。

### 5 ファクシミリ

自主防災組織との情報伝達手段としてファクシミリを整備する。

### 6 その他

インターネット、サイレン、放送事業者との連携、自主防災組織等人的ネットワークの構築、アマチュア無線等情報ボランティアの協力体制の確立等、多層的な情報伝達手段の整備・充実に努める。

また、広報車による広報活動体制を確立するとともに、そのための機材を整備する。

さらに、西日本電信電話㈱等が災害時に運用する災害伝言ダイヤル「171」等について、市民に周知する。

## 第9 情報システム機器等の管理運用

---

大規模災害発生時においてもシステムを稼働できるよう、次の対策を講じる。

- (1) 機器の浸水・転倒防止対策
- (2) 自家発電機の設置等電源の確保対策
- (3) 回線の多重化

## 第6節 防災拠点の整備

実施担当	総務部総務課、各支所市民課
------	---------------

市は、防災拠点として、広域災害に対処可能な「広域防災拠点」、支所の区域を単位とした「地域防災拠点」、小学校区等の地域を単位とした「コミュニティ防災拠点」の整備に努め、災害時において災害対策拠点と各防災拠点が有機的に連携し、効果的な救援・救助、復旧活動を実施する。

### 第1 広域防災拠点

広域的な交通上の枢要な位置に立地し、大規模災害時に救援・救護、復旧活動等の拠点として、「朝来市和田山中央文化公園」及び北近畿豊岡自動車道春日和田山道路「道の駅・但馬のまほろば」を広域防災拠点として位置づける。

広域防災拠点は、他地域から派遣される自衛隊、緊急消防援助隊等の集結・駐屯基地、緊急物資、復旧資機材の集積・配送基地、情報通信拠点としての機能を確保し、広域的な応急対策、復旧・復興時の防災活動基地としての役割を担う。

#### 1 朝来市和田山中央文化公園

- (1) 所在地 朝来市和田山町玉置 874 番地
- (2) 施設概要 敷地約 42,000 m<sup>2</sup>、国道 9 号に隣接し、北近畿豊岡自動車道春日和田山道路和田山 I C から約 2.5 km に位置する。公園内には、朝来市和田山ジュピターホール、朝来市和田山図書館、朝来市和田山公民館、駐車場（235 台）、芝生広場（約 3,700 m<sup>2</sup>）が設置されている。
- (3) 災害時機能
  - ・他地域から派遣される救援部隊（自衛隊、緊急消防援助隊等）の集結・駐屯基地（要員の野営・宿泊場所、車両の集結スペース）
  - ・緊急物資、復旧資機材の集積・配送基地（荷下ろし、仕分け、保管、荷積みヤード）

#### 2 道の駅・但馬のまほろば

- (1) 所在地 朝来市山東町大月字北山 92 番地 6
- (2) 施設概要 平成 18 年 7 月 22 日供用開始された北近畿豊岡自動車道春日和田山道路の山東 P A に併設され、敷地約 12,400 m<sup>2</sup>にレストラン、売店、情報・休憩施設、地域交流施設、交流広場、トイレ、駐車場（普通車 137 台、身障者用 3 台、大型車 27 台）及び朝来市埋蔵文化財センターが設置されている。
- (3) 災害時機能
  - ・他地域から派遣される救援部隊（自衛隊、緊急消防援助隊等）の集結・駐屯基地（要員の野営・宿泊場所、車両の集結スペース）
  - ・緊急物資、復旧資機材の集積・配送基地（荷下ろし、仕分け、保管、荷積みヤード）
  - ・ヘリコプター臨時離着陸場

- ・避難情報、救護・救助情報、緊急情報、道路情報等災害情報の発信
- ・ドライバー等の避難、救助、救護拠点
- ・飲料水の提供（貯水槽 100t）
- ・消防車両への防火用水補水（防火水槽 60t、中水水槽 200t）
- ・災害ボランティアセンター活動拠点

## 第2 地域防災拠点

災害時における地域の救援・救護、復旧活動の拠点として、朝来市八王子グラウンド、朝来市山東農村広場、朝来市朝来グラウンドを地域防災拠点として位置づける。地域防災拠点は、他地域や広域防災拠点から派遣される要員や緊急物資などの受け皿であり、消防、救援・救助、復旧等の活動拠点、物資などの備蓄・保管拠点、情報通信拠点としての機能の確保に努める。

施設名	所在地
朝来市八王子グラウンド	朝来市生野町口銀谷 2401 番地 1
朝来市山東農村広場	朝来市山東町粟鹿 147 番地 2
朝来市朝来グラウンド	朝来市立脇 25 番地 1

地域防災拠点には、以下の機能・設備を整備するよう努める。

- (1) 広域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース
- (2) 地域の防災活動のための駐屯スペース
- (3) 物資、復旧資機材の備蓄施設
- (4) 災害対策本部、医療機関、消防本部や他の拠点と交信可能な通信設備
- (5) 緊急用エネルギー設備（非常用発電施設等）
- (6) 防災臨時ヘリポート
- (7) 耐震性貯水槽、井戸等
- (8) 広域避難スペース
- (9) 救急医療、高齢者・障害者のケア機能との連携等

## 第3 コミュニティ防災拠点

市は、コミュニティを中心とした小学校区レベルの単位において、災害時における避難と救援の拠点となるコミュニティ防災拠点の整備・充実に努める。

コミュニティ防災拠点には、以下の機能・設備を整備するよう努める。

### 1 災害時において避難・応急生活が可能な機能

- (1) 避難・滞留空間
- (2) 備蓄施設

### 2 地域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積・配送スペース

### **3 情報通信設備**

- (1) 圏域内の住民への情報連絡装置（同報無線、拡声器等）
- (2) 災害対策本部・支所対策部や他の拠点等との交信が可能な通信設備

### **4 対象地区内の防災活動に必要な設備**

- (1) 備蓄施設（小型発電機、ポンプ等）
- (2) 耐震性貯水槽（雨水や河川水等の利用も検討）

### **5 電気、飲料水等の自給自足機能**

- (1) 自家発電設備
- (2) 飲料水兼用型耐震性貯水槽・井戸

### **6 救急医療、高齢者・障害者ケア機能との連携等**

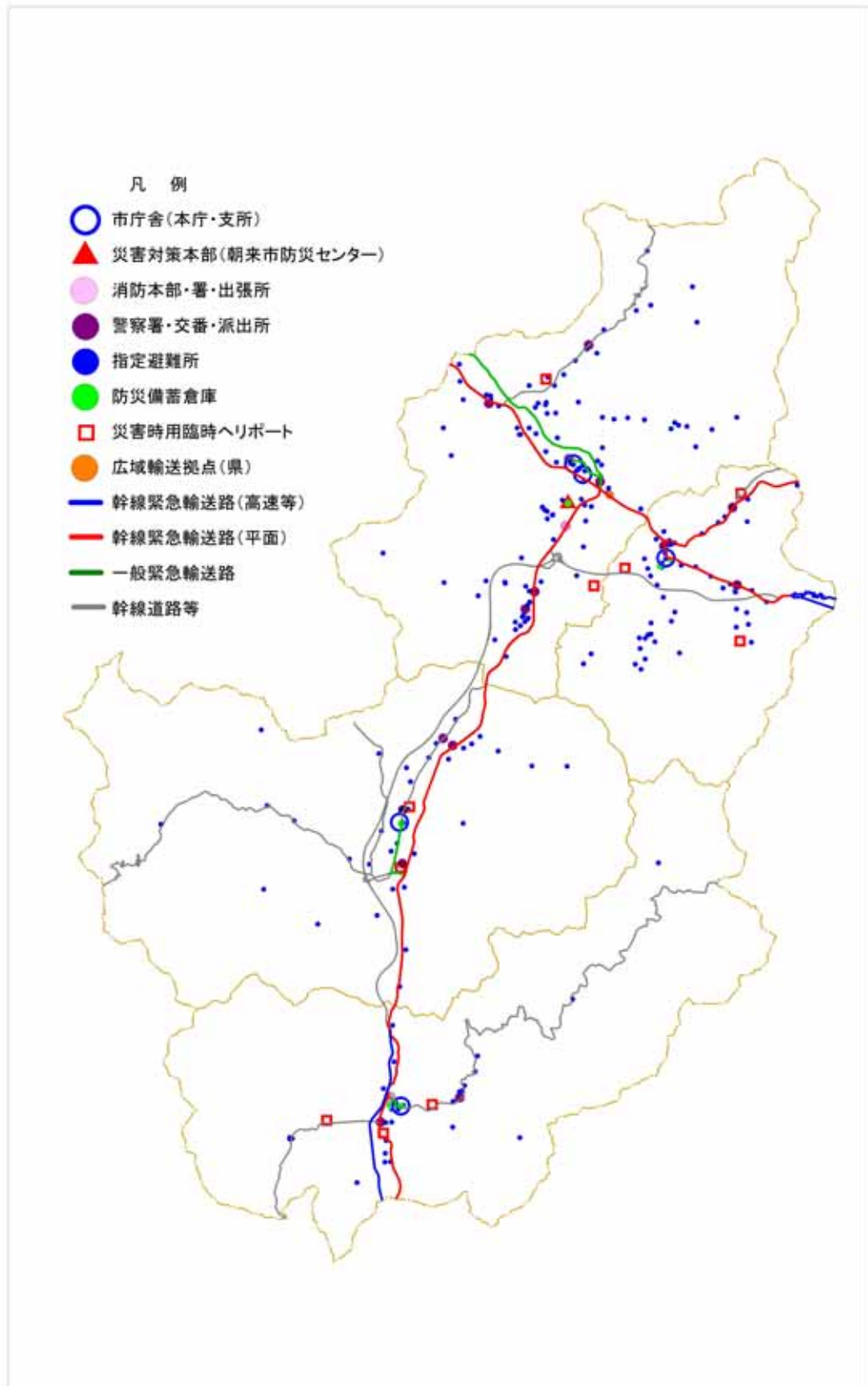
## **第4 防災拠点の連携強化**

---

地域防災拠点、コミュニティ防災拠点の整備にあたっては、災害対策拠点や広域防災拠点等と交通や通信のネットワークが確保されるように配慮する。

特に、交通ネットワークを確保するため、緊急輸送路と各防災拠点等を連絡する市道の整備を図るとともに、災害時には優先的に復旧工事が進められるよう、復旧体制を確立しておく。

災害対策拠点・防災拠点等と緊急輸送路・交通路のネットワーク





## 第7節 火災予防対策の推進

実施担当	総務部総務課、都市整備部都市開発課、消防本部、各支所市民課
------	-------------------------------

近年、建物は中・高層化、大型化の傾向にあり、また日常生活においてガス・石油・化学製品が多用されるなど、火災の危険性及び被害を拡大させる要因が増大しているとともに、火災の様相も複雑・多様化の傾向にある。また、高齢化の進展や一人暮らし高齢者の増加により、火災時の死傷者発生の危険性も高まっている。

市は、消防本部・消防団と連携し、火災事故の防止を図るため、また被害の拡大を防ぐため、住民や事業所に対する火災予防活動の強化、消防装備の充実、消防水利の整備等に努める。

### 第1 出火防止・初期消火体制の整備

#### 1 火災予防対策

##### (1) 一般予防対策

予防消防行政、立入検査等を強化するとともに、広報活動により防火思想の普及徹底と、予防消防の根本である警火心の高揚を図る。

地域の自主防災組織や事業所における自衛防災組織を育成強化し、防火防災教育を充実することにより、災害の未然防止、災害時の被害の軽減を図る。

火を使用する設備・器具の所有者・使用者に対して、朝来市火災予防条例（平成17年朝来市条例第232号）に基づき出火の予防に努める。

消防法（昭和23年法律第186号）に定める予防査察を計画的に実施し、地域における防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防に対する指導を強化する。

##### (2) 建築物の火災予防

火災発生時の類焼等の危険性を低減し、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画区域において、道路・公園等の都市空間、防火水槽等防災施設の整備を進める。また、石油類等の貯蔵施設・工場、住宅等が混在する区域については、火災予防のため、用途地域の指定を検討する。

建築物の新築等に当たっては、防火上の観点からその計画を審査することにより、建築物それぞれについて、あらかじめ火災予防を図る。

住宅の新築等においては、朝来市火災予防条例に基づき、住宅用火災警報器の設置義務付けを徹底する。なお、既存の住宅についても、住宅用火災警報器の設置を促し、平成23年5月末までに住宅全戸における設置に努める。

##### (3) 人命危険対象物火災予防

###### 防火セイフティマークの表示指導

法令で義務化された一定規模以上の集会場、店舗、旅館及びホテル、病院、飲食店、雑居ビル等に対して、防火対象物定期点検報告制度を遵守させるとともに、点検基準に適合している対象物については、防災セイフティマークの表示を指導し、利用者の安全確保体制を確立する。

消防法令違反に対する是正指導の推進

不特定多数の人が出入りする集会場、店舗、旅館及びホテル、病院、飲食店、雑居ビル等の建物で、消防用設備等の未設置等、防火安全上の消防法令違反に対して是正促進を行うなど、危険な対象物の一掃を図る。

#### (4) 林野火災予防対策

広域的、総合的消防防災体制の確立

市その他の防災関係機関は、相互に連携を密にし、林野火災の発生防止及び火災による損害を軽減して森林資源の確保と自然保護を図る。

林野火災に対処するため消防団員を確保するとともに、林野火災多発期における常備体制、火災気象通報時における警戒体制、林野火災を考慮した消防団の編成その他林野火災に対処する組織を確立し、その適切な運営を図る。

自衛消防組織の育成

地域の実情に応じ、林野の所有者等による自衛消防隊その他の防火組織の育成強化を図る。

出火防止対策

林野火災の出火原因の大部分が失火であることにかんがみ、出火防止に関する啓発広報の強化、林野火災多発期における巡視及び監視の徹底を図る。

消防装備の整備

火災の発生に際して被害の軽減を図るため、防火線、林道等の構築、林野火災の特性に対処し得る消防用資機材の整備を推進する。

自衛隊の派遣要請

市の消防力では消火活動が困難と認める場合は、協定に基づき隣接の消防本部、消防団に応援を求めるとともに、なお消防力が不足する場合には、県に自衛隊の出動を要請するものとする。また、消防用資機材について、兵庫県、営林署又は森林組合等における保有数を把握し、発災時に速やかに調達できるようあらかじめ協議を行う。

#### (5) 防火管理者等の育成と活用

消防本部は、学校、病院、工場等政令で定める防火管理者を置かなければならない防火対象物について、防火管理者の選任及び消防計画の作成、避難訓練の実施を徹底させる。

また、防火管理者、消防設備士、消防設備点検資格者、防火対象物点検資格者を養成、指導し、総合的な自主防火管理体制の整備を図る。

## 第2 消防力の充実・強化

---

### 1 消防組織の現況

本市には、常備消防として朝来市消防本部が設置され、また非常備消防として朝来市消防団が、地域単位に支団を置く1団4支団32分団体制により市内各区域を管轄している。

消防本部、消防団は、相互に連携を密にし、消防体制の整備強化を図る。

## 消防力の現況

### (1) 朝来市消防本部（消防職員 50 名）

（平成 18 年 4 月 1 日現在）

ポンプ車	はしご 消防車	救急車	救助工作車	指揮車	広報車	可搬ポンプ
3	1	3	1	1	1	2

### (2) 朝来市消防団（消防団員 1,031 名）

（平成 18 年 4 月 1 日現在）

分 団 数	指 揮 車	広 報 車 (可搬ポンプ付)	ポ ン プ 車	小型動力ポン プ付積載車	可 搬 ポ ン プ
3 2	4	1	2 0	2 4	5

### (3) 消防水利（平成 18 年 4 月 1 日現在）

消 火 栓	防 火 水 槽
1, 8 9 8	3 2 6

## 2 消防施設等の整備

市は、消防施設・設備について、同時多発火災への対応も踏まえ、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、計画的な整備に努める。特に、消防車両の更新、防火水槽・消火栓の新設整備に当たっては、年次計画に基づき行う。

- (1) 消防力の整備指針・消防水利の基準の達成を目標に整備を図る。
- (2) 水道施設等の被害によって消防水利の確保に支障を来すことのないよう、消火栓に偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川等の自然水利の活用、プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化とその適正な配置に努める。

## 3 消防力の強化

### (1) 消防本部

常備消防の広域化についての検討を進めるとともに、年齢構成の適正化に配慮した消防職員の計画的な採用、消防通信施設や車両、資機材の計画的な更新を行う。

### (2) 消防団

消防団の再編に向けた検討を進めるとともに、消防団員の定数確保と資質向上、自主防災組織等との連携強化及び消防団用資機材の整備・強化に努める。

## 第8節 防災資機材の整備

---

実施担当	企画部企画政策課、総務部総務課、消防本部、各支所市民課
------	-----------------------------

市及び防災関係機関は、災害の発生に備えて防災資機材等の整備充実を図るとともに、その機能を十分発揮させ防災活動が円滑に実施できるよう点検整備を推進する。

### 第1 住民用資機材

---

市は、住民用資機材の計画的な整備及び点検に努めることとする。また、資機材の備蓄に当たっては、支所単位での分散備蓄及びコミュニティ防災拠点等への備蓄を進める。

### 第2 自主防災用資機材

---

市及び自主防災組織は、コミュニティ防災資機材等整備補助、朝来市地域づくり支援事業補助等の制度を活用し、住民が災害時等に使用する資機材を自主防災組織単位できめ細かく配置する。

### 第3 救出救助用資機材

---

市及び防災関係機関は、平素から災害の発生に備えて救出救助用資機材の整備充実を努めるとともに、災害発生に際し直ちに使用できるよう点検整備に努める。

### 第4 水防資機材

---

市は、定期的に水防資機材の点検整備を行うとともに、整備充実を努める。

また、災害発生時に市で保有する資機材では対応できない事態に備え、あらかじめ調達先、調達方法等の調達体制を確立しておく。

## 資料

### 8-1 防災用資機材備蓄一覧

## 第9節 災害医療システムの整備

---

実施担当	総務部総務課、健康福祉部健康課、消防本部、各支所市民課
------	-----------------------------

多数の負傷者等に対する救急医療や避難所・仮設住宅等における医療対策を想定した災害医療体制の整備を推進する。

### 第1 医薬品等の備蓄

---

- 1 市内の各医療機関等において必要医薬品の備蓄を奨励する。
- 2 発災後3日間程度診療機能を維持するために必要となる医薬品(輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等)の確保に特に留意する。
- 3 被災や急病により心停止、心室細動等を起こした人の応急手当のために必要なAED(自動体外式除細動器)の公共施設等への設置に努める。

### 第2 住民に対する啓発

---

市は、普通救命講習会や研修会等あらゆる機会をとらえて、住民に対する災害医療の普及啓発を行う。

### 第3 災害医療体制等の整備

---

- 1 県の災害救急医療システムとの整合を図りつつ、市域内での災害対応病院の指定、救護所の設置、救護班の編成、医薬品の備蓄等について、医師会、歯科医師会、医療機関、搬送機関等と調整し、整備を図る。
- 2 患者の搬送途上において高度な応急処置を行うことができる救急救命士の計画的な養成を推進するとともに、県、二次医療圏内の医師会・医療機関等と連携し、救急救命士に対する医師の指示体制の確立を図る。
- 3 病院と医師会は、災害時の救護所開設や負傷者の受入れ体制等について検討・協議を行い、災害時において円滑な連携体制がとれるよう努める。

## 第 10 節 緊急輸送体制の整備

実施担当	総務部総務課、都市整備部建設課、消防本部、各支所市民課・地域振興課
------	-----------------------------------

### 第 1 緊急輸送路ネットワークの形成

#### 1 緊急輸送路ネットワークの設定

県は、災害発生後、救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うため、また、被災者に緊急物資を供給するため、予め緊急輸送路を定める。

##### (1) 緊急輸送路ネットワークの形成

県は、道路状況や輸送拠点等の面から災害時の緊急輸送路を検討し、緊急時における輸送活動に適した円滑で効率的な道路ネットワークを形成する。

##### (2) 路線の種類

###### 幹線緊急輸送路

県は、県外からの物資流入地点と、県内の広域輸送拠点等を結ぶ幹線道路を設定し、被災地へ物資輸送ができるよう、その通行確保に努める。

本市域では、播但連絡道路、遠坂トンネル、一般国道 9 号、一般国道 3 1 2 号、一般国道 4 2 7 号が指定されている。

###### 一般緊急輸送路

県は、広域輸送拠点（本市は、朝来市和田山中央文化公園が指定されている）に集められた物資を、市の緊急輸送拠点（物資集積場所 生野体育館、和田山農業者トレーニングセンター、山東体育館、朝来体育館）に送るための道路設定をし、当該地域が被災した場合に、その通行確保に努める。

本市域では、一般国道 4 2 9 号、主要地方道養父朝来線、一般道物部養父線が指定されている。

#### 2 市における緊急輸送路の設定及び整備等

(1) 市は、県が設定する緊急輸送ネットワーク（幹線緊急輸送路、一般緊急輸送路）を踏まえ、市の緊急輸送拠点に集められた物資を、市内のコミュニティ防災拠点、避難所等に送るための緊急輸送路を設定し、ネットワークを形成する。

(2) 市は、緊急輸送路の整備を図るとともに、日ごろの点検に努め、当該地域が被災した場合にはその通行確保に努める。

(3) 市は、災害時における車両使用自粛、緊急輸送路指定路線等に関する情報提供を行う。

### 第 2 緊急交通路の確保

県警察本部は、大規模災害が発生した場合において、被災地域内への緊急自動車等の通行を確保するため、幹線道路を中心に予定路線として事前に指定する。

本市域では、播但連絡道路、一般国道 9 号、一般国道 3 1 2 号が指定されている。

### 第3 ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用

---

ヘリコプターを活用した消防防災航空隊等の応援、救援物資供給、被災者搬送等を行うために、ヘリコプター臨時離着陸場の候補地を選定する。

大規模災害に対応した臨時離着陸場を十分確保するため、既存臨時離着陸場の見直し及び新規臨時離着陸場の調査、拡充を図る。

#### 資 料

7-2 緊急輸送路一覧

7-3 ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧

## 第 1 1 節 避難所対策の充実

実施担当	総務部総務課、市民生活部市民課、健康福祉部社会福祉課、教育委員会学校教育課、各支所市民課
------	--

### 第 1 避難所の指定等

#### 1 避難所の配置

避難所の配置にあたっては、人口や住宅等の状況に応じて配置することとし、避難所から概ね半径 2km の圏域を避難圏域とする。また、避難圏域以遠の住戸については、代替施設の検討や新規整備を検討するとともに、早い段階からの避難周知などの対策に努める。

##### (1) 一次避難所

火災や浸水などの災害時における一時的な避難所として、集会所や公民館、コミュニティセンターなどの公共施設等を一次避難所に位置づける。

##### (2) 二次避難所

火災や浸水などの災害によって避難生活が 1 週間程度に渡る場合の避難施設として、市内の小中学校及び体育館等を二次避難所に位置づける。また、二次避難所は、その地域における拠点避難所とし、コミュニティ防災拠点を兼ねる。

##### (3) 集約避難所

避難生活の改善と避難所施設（教育施設等）の本来機能の回復を図るため、避難所開設後一定期間（1 週間程度）が経過した時点で、応急仮設住宅建設までの間、集約避難所を開設し、避難所を段階的に解消する。なお、集約避難所は、事前指定を行わず、災害時における被災や避難者の状況を勘案して指定する。

##### (4) 福祉避難所

避難所での生活において特別な配慮を必要とする災害時要援護者用の福祉避難所の確保・指定に努める。

#### 2 避難所等の整備

##### (1) 避難所施設・設備の整備

避難所となる施設は、耐震・耐火構造、浸水対策やバリアフリー化することを目標とするとともに、避難所であることが誰にでも分かるよう看板等の設置に配慮し、計画的な整備を推進する。

避難所には、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器等）や非常電源の確保など、計画的な整備を推進する。

##### (2) 避難路の整備

一次避難所及び二次避難所を連絡する道路を避難路として位置づけ、円滑な避難活動が可能となるよう、道路幅員の確保や段差の解消、夜間照明施設の整備などの対策に努める。また、避難路と緊急輸送路のネットワークも確保し、避難所への物資供給等が円滑に行わ



れるように努める。

### 3 避難所等の周知

災害発生時においては、極めて混乱した状況の中で住民等の避難が必要となる事態が想定されるため、避難活動が円滑かつ的確に行われるよう、事前に避難所等の周知を図るため、次の対策の実施に努める。

- (1) 避難誘導標識の設置
- (2) 避難所等の案内板の設置
- (3) 避難所等の夜間照明施設等の整備
- (4) 朝来市防災マップの作成
- (5) 避難時における行動規範の啓発活動
- (6) 避難訓練及び避難所運営訓練の実施

## 第2 避難誘導体制の確立

---

市は、区、自主防災組織等と連携した避難誘導体制を確立するため、区、自主防災組織単位の避難誘導計画の作成を支援するとともに、地域の実情に即した避難訓練等を行う。

また、災害時要援護者を的確に避難誘導するため、区、自主防災組織、民生委員・児童委員等の協力を得て、対象者の把握及び避難誘導介助体制の確立に努める。

## 第3 避難所管理運営体制の整備

---

### 1 避難所運営組織の育成

- (1) 市は、区、自主防災組織等の協力を得て避難所運営体制の整備に努め、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図るとともに、避難所運営訓練を行う。
- (2) 区、自主防災組織等は、地域の居住者、災害時要援護者に関する情報を本人の同意を得てあらかじめ把握するよう努める。
- (3) 市は、あらかじめ災害ボランティア団体等と災害時の避難所運営体制について協議しておく。

### 2 避難所開設・運営マニュアルの作成

市は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため、避難所開設・運営マニュアルの作成を行う。作成に当たっては、市の実情に即した適切なマニュアルとなるよう区、自主防災組織、学校等の施設管理者、その他関係機関等と調整を行う。避難所開設・運営マニュアルは、次により構成する。

- (1) 避難所開設等
- (2) 管理責任者の配置と役割
- (3) 避難者の受入準備
- (4) 避難所の管理（避難者情報・避難所施設の管理、衛生管理等）
- (5) 避難者の世話（食料・生活物資等の提供、健康・医療、災害時要援護者の保護等）

(6) ボランティアの受入

(7) 避難所の閉鎖

### **3 避難所開設・運営の知識の普及**

市は、区、自主防災組織や住民に対して、災害時における避難所の管理・運営のための知識の普及に努める。

## **資 料**

6 - 1 指定避難所施設一覧

## 第 1 2 節 備蓄体制等の整備

実施担当	総務部総務課、上下水道部上水道課、各支所市民課
------	-------------------------

### 第 1 食料、生活必需品等備蓄・調達の基本方針

災害時の食料及び物資の調達については、住民による自主備蓄、市、県等の備蓄拠点における現物備蓄及び流通備蓄による総合的な備蓄体制を確立し、災害発生後 3 日間の非常物資等を確保する。

- 1 市は、住民が家庭や職場で、平時から 3 日分の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、区や自主防災組織等を通じて啓発する。
- 2 市は、住民の備蓄を補完するため、県の地震被害想定における最大避難者数を基準に、公共施設の避難所を中心として、市域に分散させる形で物資等の備蓄に努める。
- 3 県は、広域的な立場から市町の備蓄を補完するため、阪神・淡路大震災における最大避難者数（30 万人）を基準に、現物備蓄及び流通在庫備蓄により、食料、生活必需物資の供給体制を整備する。
- 4 市及び防災関係機関は、災害対策要員の必要分として、常時 3 日分の備蓄に努める。

### 第 2 食料

#### 1 食料給与対象者

- (1) 避難所等に収容されている被災者
- (2) 住家が被害を受け、炊事ができない者
- (3) 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- (4) 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

#### 2 備蓄目標数量

県、市、住民は、各々次表の区分に従って備蓄をするよう努める。

区 分	住民による備蓄	行政による備蓄	
		市による備蓄	県による備蓄
行政区レベル又は 小学校区レベル	1 人 3 日分 → (現物備蓄)	被災者の 1 日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄) ↓	
市域レベル		被災者の 1 日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)	↓
広域レベル			被災者の 1 日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)
合 計	3 日分	2 日分	1 日分

(注) 矢印は、不足が生じた場合にカバーする手順を示す。

### 3 備蓄品目

品目としては、一般に次のものが考えられる。また、高齢者や乳幼児のニーズへの配慮、現物備蓄または流通在庫備蓄以外の弁当、パン等の流通食品の調達にも十分配慮する。

- (1) 炊き出し用米穀、乾パン、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等の主食
- (2) 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油等の副食

### 4 調達方法

市は、行政区レベル又は小学校区レベル及び市域レベルで被災者2日分の食料を備蓄する。行政区レベル又は小学校区レベルについては、発災後すぐに対応が必要になることから、きめ細かな単位で備蓄をする。なお、備蓄にあたっては、協同組合和田山ショッピングセンター外2社との協定に基づき、流通在庫備蓄を行なう。

## 第3 生活必需物資

---

### 1 生活必需物資給与対象者

住家に被害を受け、生活に必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

### 2 備蓄目標数量

食料の項に準じるが、幼児、女性、高齢者等を対象とした物品については、対象者や用途を考慮して数量を見積もる。

### 3 備蓄品目

発災から3日以内に確実に必要になると考えられる次の品目について重点的に取り組むとともに、災害時要援護者のきめ細かなニーズにも配慮する。

- (1) 寝具（敷・掛け布団、毛布等）
- (2) 外衣・肌着（下着、上衣・防寒着、靴下等）
- (3) 身の回り品（タオル、歯ブラシ、石鹸等）
- (4) 炊事道具・食器（哺乳瓶、紙皿、紙コップ、割り箸、鍋、やかん等）
- (5) 日用品（トイレトペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ等）
- (6) 光熱材料等（懐中電灯、乾電池、卓上コンロ、カセットボンベ等）

### 4 調達方法

市は、行政区レベル又は小学校区レベル及び市域レベルで備蓄を行う。なお、備蓄にあたっては、協同組合和田山ショッピングセンター外2社との協定に基づき、流通在庫備蓄を行なう。

## 第4 応急給水

---

### 1 応急給水対象者

上水道の給水が停止した断水世帯等

### 2 給水目標数量

市は、発災直後に断水世帯に対し、最小限必要量の1人1日3リットルを給水することを目安に、給水体制を整備する。

給水目標水準

災害発生から3日間	1人1日 3リットル
4日～10日目	1人1日 3リットル～20リットル
11日～20日目	1人1日 20リットル～100リットル
21日目以降	1人1日 100リットル～被災前の水準

### 3 給水体制

- (1) 市は、運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、給水車等による運搬給水に必要な資機材（給水タンク車、給水タンク、携行缶、非常用飲料水袋等）及び体制を整備する。
- (2) 市は、車載可能なる過装置を整備する。
- (3) 市は、上水道の断水を想定し、使用可能な井戸等の非常用水源の調査を行い、把握に努める。
- (4) 市は、上水道の防災応急対策マニュアルを作成する。
- (5) 市は、兵庫県水道災害相互応援に関する協定に基づき、災害時における関係機関間の情報連絡や指揮命令系統等が迅速かつ円滑に進められるよう相互応援体制の充実に努める。

## 第5 医薬品

---

「第9節 災害医療システムの整備」の項を参照

## 第6 搬送・配布体制の整備

---

- (1) 市は、緊急輸送路を活用した、被災者への食料、生活必需品等の搬送体制を整備する。
- (2) 広域的な物資の受入れについては、県の広域防災拠点（但馬空港）、広域輸送拠点（和田山中央文化公園）等を通じて支援を受ける体制及び広域的な相互応援体制の整備に努める。
- (3) 市は、被災者への食料、生活必需品等の受入、搬送及び配布についてのマニュアルを作成する。

### 資料

- 4-3 兵庫県水道災害相互応援に関する協定

- 4 - 7 協同組合和田山ショッピングセンター等との災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定
- 8 - 1 防災用資機材備蓄一覧

## 第 1 3 節 家屋被害認定士制度等の整備

実施担当	総務部税務課、都市整備部都市開発課
------	-------------------

### 第 1 家屋被害認定士制度

市は、災害時における多くの被災者支援制度において、市長が発行する罹災証明書が必要となることから、即時に被害調査に従事できる家屋被害認定士の養成に努め、災害時における家屋の被害調査の迅速化と適正化を図り、被災者支援制度の円滑な実施に努める。

#### 1 家屋被害認定士制度要綱の策定

県は、兵庫県家屋被害認定士制度要綱を策定し、家屋被害認定士の養成、認証、登録、管理を行う。

##### (1) 家屋被害認定士の役割

災害時において市町長より調査員に命ぜられ、被害調査を行う。

被害調査に関する調査方法、判定方法及びこれらの考え方を必要に応じて被災者等へ説明する。

調査員となる他の職員等に対し、必要な教育等を行う。

##### (2) 家屋被害認定士の対象者

市町職員

県職員

建築及び不動産関係団体の会員

#### 2 家屋被害認定士の養成等

市は、職員を家屋被害認定士養成研修等へ参加させ、家屋被害認定士の養成に努めるとともに、災害時に迅速に調査実施できる体制整備に努める。

#### 3 調査員及び家屋被害認定士の相互応援体制

市は、災害時において家屋被害の認定調査が迅速に行えるよう、県、他市町との相互応援体制の整備を図る。

### 第 2 被災宅地危険度判定士制度

市は、豪雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保するために、被災宅地危険度判定士制度を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の危険度判定を実施する。

#### 1 被災宅地危険度判定実施要綱の策定

県は、兵庫県被災宅地危険度判定実施要綱を定め、必要な判定業務実施マニュアルを策定するとともに、被災宅地危険度判定士の育成に努める。

## 2 危険度判定実施体制の整備等

- (1) 市は、被災宅地危険度判定士の養成に努めるとともに、災害時に迅速に調査実施できる体制整備に努める。
- (2) 市は、県と協力して判定業務実施マニュアルに基づき、危険度判定の実施に必要な資機材を備蓄する。

### 備蓄品目

判定調査票、判定ステッカー、ヘルメット用シール（一般のヘルメットに貼る「応急危険度判定士」と記載されたシール）、腕章、住宅地図等
--

## 3 危険度判定の実施計画

### (1) 実施主体

市が危険度判定を実施する場合は、判定業務実施マニュアル第2章（実施本部の業務）に基づき、判定実施本部を設置し、県に必要な支援を要請する。県は、市町又は他の都道府県から支援要請を受けた場合は、判定業務実施マニュアル第3章（支援本部の業務）に基づき、支援本部を設置し、その業務に当たる。

### (2) 対象

豪雨等により被災した宅地を対象とする。

### (3) 実施方法

実施本部、支援本部及び判定士は、判定業務実施マニュアルに基づき、危険度判定を実施するための体制をとり、危険度判定を実施する。

### (4) 判定結果の活用

判定結果は災害対策本部に報告するとともに、被災者対策に活用するように努める。



## 第 1 4 節 廃棄物対策の充実

---

実施担当	市民生活部生活環境課
------	------------

### 第 1 災害廃棄物処理計画の策定

---

市は、災害時に家庭等から出される廃棄物処理を迅速に実施し、早期復旧に資するため、あらかじめ災害廃棄物の処理計画を策定する。

### 第 2 災害廃棄物処理体制の確立

---

市は、災害発生時における廃棄物処理が迅速に行えるよう、廃棄物の仮置場候補地のリストアップ、仮置場における分別・処理の運営体制の確立を図るとともに、廃棄物処理施設等の耐震化・浸水対策等の防災対策を図る。

### 第 3 応援体制の整備

---

市は、災害時において廃棄物処理が迅速に行えるよう、兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定に基づく相互応援体制の整備に努める。

## 資 料

4 - 4 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

## 第 15 節 災害時要援護者支援対策の充実

実施担当	総務部総務課、健康福祉部社会福祉課・高年福祉課、都市整備部建設課、産業振興部農林整備課、各支所市民課・地域振興課
------	--

### 第 1 地域安心拠点の整備

平時における住民相互の助け合いや適切なケアサービスの供給が、災害時における災害時要援護者対策にもつながることから、市は、住民の自立と相互の助け合いを基調として高齢者・障害者等の健康及び福祉の増進や保健医療福祉サービスの連携・供給を行う拠点を整備する。

### 第 2 災害時要援護者支援体制の確保

#### 1 災害時要援護者支援マニュアルの作成

市は、民生委員・児童委員、区、自主防災組織、消防団、社会福祉協議会、福祉団体等と連携して、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」及び県の「災害時要援護者支援指針」を参考に、「災害時要援護者支援マニュアル」を作成し、災害時要援護者情報の共有、情報伝達体制、避難誘導体制等、災害時要援護者に対する支援体制の整備に努める。

#### 2 災害時要援護者情報の共有と支援体制の整備

- (1) 市は、民生委員・児童委員、訪問介護者、区、自主防災組織、消防団、ボランティア等の協力を得て、災害時要援護者の情報を平常時から収集し、電子データ、ファイル等で管理・共有するとともに、一人ひとりの災害時要援護者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援計画の作成に努める。
- (2) 市は、災害時要援護者の情報について、個人情報保護条例等を踏まえ関係機関共有方式や災害時要援護者本人の同意方式等、地域の実情に応じて効果的な収集に努める。

#### 3 難病患者等への支援体制の確立

県及び市は、在宅人工呼吸器装着難病患者等、医療依存度の高い難病患者を把握するとともに、医療機関等と連携し、災害時における避難入院先の確保や特定医薬品の供給等、迅速な対応ができるよう、体制整備に努める。

#### 4 障害者への情報伝達方法の確立

市は、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障害者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムを整備する。

また、防災知識の普及啓発に努めるほか、消防本部等は、防災上の相談・指導を行う。

## 5 緊急通報システムの整備

市は、高齢者・障害者宅等に緊急通報システムを整備し、その周知に努めるとともに、健康福祉部と消防本部との連携を図るなど、その的確な運用に努める。

## 6 外国人に対する日常の情報提供等

県及び市は、外国語による防火・防災対策の啓発に努める。

- (1) 生活情報リーフレットによる防災情報の提供
- (2) ひょうごE（エマージェンシー）ネット、インターネット等を用いた外国語による啓発の実施

# 第3 社会福祉施設等の整備

---

## 1 社会福祉施設等の緊急保護体制の確立

市は、高齢者、障害者等の中で、緊急に施設で保護する必要のある者に対して、社会福祉施設の一時的措置等の取扱いが円滑に行われるよう体制を整備する。

また、寝たきり等の介護が必要な高齢者等の緊急時における搬送車両として、社会福祉施設所有の介護車両等の確保について検討・調整する。

## 2 社会福祉施設等の対応強化

市は、社会福祉施設を利用する高齢者や障害者等が、災害時に独力で自らの安全を確保するのは困難であることから、防災設備・資機材等の整備、防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実等に努める。

## 3 社会福祉施設等の整備

市は、高齢者や障害者をはじめ不特定多数の人が利用する施設について、次の事項について整備に努める。

- (1) 車いすで通行できる避難経路としての敷地内通路及び外部出入口の整備
- (2) 光、音声等により、視覚障害者及び聴覚障害者に非常警報を知らせたり、避難場所への誘導を表示する設備の整備

## 4 高齢者、障害者等に配慮した避難所の整備等

災害時に避難所となる施設の管理者は、高齢者、障害者の利用を考慮して、施設のバリアフリー化に努めるほか、トイレの洋式化や簡易ベッド、車いすの確保など、生活支援・医療支援設備の強化に努める。

また、市は、避難所での生活において特別な配慮を必要とする災害時要援護者用の福祉避難所の確保・指定に努めるとともに、被災地以外も含めて旅館やホテル等を避難所として借り上げることを検討するなど、多様な避難所の確保に努める。

## 第4 災害時要援護者関連施設への災害対策の実施

---

- 1 市は、県等と十分な連携及び調整を図った上で、県土保全事業を推進するとともに、災害時要援護者関連施設に対して、土砂災害に関する情報の提供、防災体制整備の指導等、災害時要援護者関連施設に係る総合的な土砂災害対策を講じる。
- 2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づく警戒区域が設定された場合には、同区域内の災害時要援護者関連施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報及び警報を施設の管理者等に伝達する体制を整備する。
- 3 水防法(昭和24年法律第193号)に基づく浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、洪水予報等の伝達体制を強化する。
- 4 土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設の名称と所在及び利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するための情報伝達方法等はハザードマップ等で市民に周知する。

浸水想定区域にかかる災害時要援護者関連施設の名称と所在は資料編に示す。

### 資料

#### 9-1 災害時要援護者施設一覧

## 第16節 災害ボランティア活動の支援体制の整備

---

実施担当	健康福祉部社会福祉課、各支所市民課
------	-------------------

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、ボランティアの参画による円滑な災害応急活動の推進を図るため、平常時から朝来市社会福祉協議会その他ボランティア団体と連携を図り、災害ボランティア活動の支援体制の整備を図る。

### 第1 災害ボランティア活動支援マニュアルの作成

---

市は、災害ボランティアの受入体制を充実させるため、県が作成した「災害ボランティア活動支援指針」を参考に、「災害ボランティア活動支援マニュアル」の作成に努める。

### 第2 受入体制の整備

---

市は、大規模災害等が発生した場合、県災害救援専門ボランティア以外に、主として次の活動について、ボランティアの協力を得ることとし、受入体制の整備に努める。

- (1) 災害情報・生活情報等の収集、伝達
- (2) 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- (3) 救援物資、資機材の配分、輸送
- (4) 軽易な応急・復旧作業
- (5) 災害ボランティアの受入事務

### 第3 災害ボランティア活動の環境整備

---

市は、災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体と連携を図りながら、災害に係るボランティア・コーディネーターの養成、ボランティアのネットワーク化、ボランティアの活動拠点の整備、ボランティア活動資機材の整備、ボランティア団体・企業・行政のネットワーク化その他の環境整備に努める。

### 第4 県災害救援専門ボランティアの活用

---

市は、大規模災害等が発生した場合、県災害救援専門ボランティアの派遣を要請することとし、あらかじめ受入体制の整備を図る。なお、県災害救援専門ボランティアの活動分野は次のとおり。

- (1) 救急・救助
- (2) 医療（医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、理学療法士、作業療法士）
- (3) 介護
- (4) 建物判定
- (5) 情報・通信
- (6) 手話通訳
- (7) ボランティアのコーディネート
- (8) 輸送

## 第 17 節 水防対策の充実

---

実施担当	総務部総務課、産業振興部農林整備課、都市整備部建設課・都市開発課、各支所市民課・地域振興課
------	---

### 第 1 浸水想定区域における避難確保措置

---

- (1) 市は、浸水想定区域の指定があったときは、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報及び避難判断水位（特別警戒水位）到達情報（以下「洪水予報等」という。）の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項を定めるものとする。
- (2) 浸水想定区域内に災害時要援護者等が利用する施設がある場合には、円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう特に配慮する。
- (3) 浸水想定区域内にある 3 階以上の鉄筋コンクリート造建築物について、避難ビルとしての指定を検討する。

### 第 2 市民への周知

---

市は、浸水想定区域、避難場所、避難路等に関する情報を図面表示等にまとめた防災マップ等を作成し、市民へ周知するよう努める。

### 第 3 その他の対策

---

#### 1 情報の収集・伝達・共有

水位計、雨量計、河川監視カメラなど情報収集のための施設整備を推進する。

#### 2 水防技術の習得

市は、水防団員（消防団員が兼務）の水防技術習得のための研修や訓練を行う。

#### 3 水防資機材の整備等

市は、定期的に水防資機材の点検整備を行い整備充実に努めるとともに、水防活動における隣接市町等との連携体制について検討する。

### 資 料

- 2-1 重要水防箇所一覧
- 2-3 警戒ため池一覧
- 8-1 防災用資機材備蓄一覧

## 第18節 土砂災害対策の充実

---

実施担当	総務部総務課、産業振興部農林整備課、都市整備部建設課、各支所市民課・地域振興課
------	---

風水害に伴う土砂災害による被害を防止するため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく対策を推進する。

### 第1 土砂災害による被害を防止するための対策

---

市は、次の事項を土砂災害警戒区域ごとに定める。

- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達方法
- (2) 土砂災害に関する予報及び警報の発令及び伝達方法
- (3) 避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- (4) 主として災害時要援護者が利用する施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法

### 第2 平常時から防災意識の高揚を図るための対策

---

市は、平常時から土砂災害に対する防災意識の高揚を図るため、次の対策に努める。

- (1) 土砂災害情報を記載した防災マップ等の作成・公表（山地災害危険地区に関する情報も含める。）
- (2) 土砂災害に対して警戒を要する区域であることを明示した看板の設置
- (3) 過去の土砂災害に関する情報の提供
- (4) 土砂災害発生のおそれを判断する土砂災害警戒避難基準雨量に関する情報の提供

### 資 料

- 2-4 土石流危険渓流等箇所一覧
- 2-5 地すべり危険箇所等一覧
- 2-6 急傾斜地崩壊危険箇所一覧
- 2-7 山腹崩壊危険地区一覧
- 2-8 崩壊土砂流出危険地区一覧
- 2-9 災害危険区域指定一覧

## 第 19 節 中山間地等における風水害対策の充実

実施担当	総務部総務課、健康福祉部健康課、産業振興部農林振興課、都市整備部建設課、消防本部、各支所市民課・地域振興課
------	---

災害時において孤立するおそれのある集落について対策を講ずる。

### 第 1 地域の孤立に備えた対策の推進

#### 1 通信の確保

- (1) 市は、災害時に孤立するおそれのある集落について、防災関係機関と協力しながら、警戒・連絡体制の確立に努める。
- (2) 市は、集落との通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災無線等、地域の実情に応じた通信手段の確保に努める。

#### 2 物資供給、救助活動への備え

- (1) 市は、高齢者の多い集落などでは、長時間孤立した場合、日常的に服用している医薬品等の不足も懸念されることから、孤立時に供給すべき医薬品等をあらかじめリストアップし、供給体制について検討する。
- (2) 市は、県と協力しヘリコプター等による支援を検討するとともに、ヘリコプター臨時離着陸場候補地（着陸可能な田畑、農・林道等も含める）の選定に努める。

#### 3 備蓄の推進

市は、集落の孤立の可能性に応じて、災害時の食料及び物資について、住民による自主備蓄や備蓄倉庫等の整備など総合的な備蓄体制の確立に努める。

#### 4 道路・ライフライン等寸断への対策

市は、迅速な道路被害情報の収集及び関係機関への情報提供が行えるよう、情報収集のための連携体制等の整備に努める。

#### 5 災害時要援護者に対する支援対策

市は、防災関係部局と福祉部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携による情報伝達体制の整備に努める。



## 第 2 0 節 兵庫県住宅再建共済制度の活用

実施担当	健康福祉部社会福祉課、各支所市民課
------	-------------------

市は、被災者が自立した生活を再建するため、兵庫県住宅再建共済制度の趣旨を踏まえ、平常時から住民の自助意識の醸成のための啓発活動とあわせて、共済への加入広報活動に努める。

### 第 1 制度の概要

#### 1 対象となる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象を原因として、倒壊、損壊、流失、埋没又は焼失の被害を受け、その被害について全壊、大規模半壊又は半壊の認定を受けた場合。

#### 2 共済給付金

給付金の種類	給付対象	給付額
再建等給付金	対象住宅が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受け、対象住宅に代わるものとして、新たな住宅の建築又は購入をした場合 県外で再建等をした場合は 300 万円。	600 万円
補修給付金	対象住宅が全壊の認定を受け、これを補修した場合	200 万円
	対象住宅が大規模半壊の認定を受け、これを補修した場合	100 万円
	対象住宅が半壊の認定を受け、これを補修した場合	50 万円
居住確保給付金	対象住宅が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受け、対象住宅に居住していた加入者が、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修を行わず、新たな住宅又は対象住宅に居住することとなった場合	10 万円

### 資 料

11-6 兵庫県住宅再建共済制度の概要

## 第3章 市民参加による地域防災力の向上

### 第1節 防災に関する学習等の充実

実施担当	企画部広報課、総務部総務課、消防本部、教育委員会学校教育課、各支所市民課
------	--------------------------------------

#### 第1 市民に対する防災思想の普及

市及び防災関係機関は、市民一人ひとりが「自らの生命は自ら守る。」ということを基本に、平時から地域、家庭、職場等で防災への積極的な取り組みを行うよう促すなど、自主防災思想の普及及び高揚を図るとともに、自主防災活動への参加を促す。

#### 第2 市民に対する防災知識の普及

市及び防災関係機関は、所管業務に関して次の方法により、市民の防災意識の高揚を図る。

##### 1 周知方法

- (1) 広報朝来の利用
- (2) 講演会、セミナー、シンポジウム等の開催
- (3) 防災センターへの防災関連情報展示（防災グッズ等）による普及
- (4) 消防教室の実施
- (5) ケーブルテレビ、インターネット、防災マップ等による普及
- (6) 新聞、冊子、その他印刷物による普及
- (7) 標語、図画、作文募集等による普及等
- (8) 人と防災未来センター及び県立広域防災センターの活用

##### 2 周知内容

- (1) 市内の防災対策
- (2) 災害に関する知識と過去の災害事例
- (3) 災害に対する平素の心得
  - 地盤災害等地域における災害危険性の把握
  - 家屋等の点検、家具の転倒防止等室内の整理点検
  - 家族内の連絡体制の確保（被災地域住民に係る安否情報の確認やメッセージの送信が可能な「災害用伝言ダイヤル」の活用等）
  - 火災の予防
  - 応急救護等の習得
  - 避難の方法（避難路、避難場所の確認）
  - 食料、飲料水、物資の備蓄（3日分）
  - 非常持出品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食等）

- 自主防災組織の育成
- 災害時要援護者及び外国人への配慮
- ボランティア活動への参加等
- (4) 災害発生時の心得
  - 災害発生時にとるべき行動
  - 出火防止と初期消火
  - 自宅及び周辺地域の被災状況の把握
  - 救助活動
  - インターネット・テレビ・ラジオ等による情報の収集
  - 避難行動上の注意事項
  - 避難実施時に必要な措置
  - 避難場所での行動
  - 自主防災組織の活動
  - 自動車運転中及び旅行中等の心得等
  - 安否情報の確認のためのシステムの活用

### **第3 防災関係機関の職員が習熟すべき事項**

---

防災関係機関の職員は、それぞれの業務を通じ、また、講習会・研修会、見学・現地調査、印刷物の配布等により、次の事項の習熟に努める。

- (1) 各機関の防災体制と防災上処理すべき業務
- (2) 災害発生時の動員計画とそれぞれが分担する任務
- (3) 各関係機関等との連絡体制と情報活動
- (4) 関係法令の運用
- (5) 災害発生原因についての知識
- (6) 過去の主な災害事例と災害対策上の問題点等

### **第4 市の実施する研修等**

---

#### **1 職員**

市は、すべての職員を対象として適宜次の研修を行い、組織としての防災対応能力の向上に努める。

- (1) 人と防災未来センター災害対策専門研修
- (2) ひょうご防災カレッジの受講
- (3) 図上訓練・ロールプレイング演習
- (4) DIG (“災害” Disaster、“想像” Imagination、“ゲーム” Game)
- (5) 防災・危機管理 e - カレッジ
- (6) 職員共通の基本行動手順をまとめた職員災害初動マニュアルの周知
- (7) その他一般研修

## 2 地域リーダー

地域の防災リーダーを養成するため、適宜次の施策を行う。

ひょうご防災カレッジの受講支援

ひょうご防災リーダー講座の受講支援

その他一般研修

## 第5 防災上重要な施設の職員等に対する教育

---

### 1 防災上重要な施設における防災教育

災害予防責任者（施設管理者）は職員に対し、講習会や防災訓練等を通して防災意識の徹底を図る。

（注）「防災上重要な施設」とは、災害が発生するおそれがある施設及びその施設に災害が及んだときは被害を拡大させるような施設並びに災害が発生した場合に被害の拡大を防止するような施設をいい、その管理者（災害予防責任者）に対しては、災害対策基本法第48条により、防災訓練の実施が義務づけられている。

### 2 防災関係機関における防災教育

防災関係機関の災害予防責任者は、災害対策要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の管理・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

## 第6 学校における防災教育

---

(1) 教育委員会は、学校における防災教育の推進を図るため、次の事項について進行管理を行う。

防災教育推進連絡会議を開催し、防災教育推進上の以下の諸課題の解決の方策を協議する。

ア 避難所指定に関わる学校と市・自主防災組織との連携強化について

イ 学校防災計画策定に係る課題整理と調整について

ウ 地域と連携した防災訓練の効果的実施方法について

エ 防災教育実施上の課題の整理と調整について

教職員の指導力を向上させるため、各種研修会、訓練等の充実を図る。

ア 一般教職員への研修会の参加促進

イ 防災教育推進指導員養成講座への参加促進

ウ 震災・学校支援チーム（EARTH）の活用

(2) 各学校は「学校防災計画」に基づき、学校防災体制の整備充実を図るとともに、児童・生徒に対する防災教育を推進する。

学校における防災教育の充実

ア 緊急時にも適切に対応できる実践的態度や能力の育成

- イ 助け合いやボランティア精神など「共生」の心を育み、人間としての在り方・生き方を考えさせる防災教育の推進
- ウ 地域の災害の特性や歴史などを踏まえた地域学習素材の開発などに努め、「総合的な学習」の時間などを活用した効果的な指導の展開
- エ 副読本や学習資料等を活用して、防災学習の効果的な指導方法の工夫・改善を進めるとともに、研修会を通しての実践的指導力の向上
- オ 中学校、高等学校生徒を対象とした、緊急時における救急救命措置に関する知識及び技能の修得
  - 学校防災体制の充実
- ア 「災害対応マニュアル」の作成、見直し
- イ 学校が避難所となった場合を想定した実践的な訓練の実施
- ウ 保護者の参加による避難訓練や引渡し訓練の実施
  - 心のケアの充実
- ア 教育相談体制の充実
- イ 研修会などを通じて教職員のカウンセリング・マインドの向上を図り、災害や事件・事故等により心に傷を受けた児童・生徒の心の理解とケアの実施
- ウ 心のケアを必要とする児童・生徒への対応に関する学校と専門家、関係機関等との連携強化

## 第2節 自主防災組織の育成強化

---

実施担当	総務部総務課、消防本部、各支所市民課
------	--------------------

### 第1 方針

---

- (1) 市は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の充実を図る。その際、市は組織運営・管理について、消防本部は活動面について密接に連携、協力する。また、市は、区長、民生委員・児童委員等との協力体制を構築する。
- (2) 住民は、災害対策基本法第7条第2項の規定に基づき、自主防災組織に積極的に参加し、防災に寄与するよう努める。

### 第2 活動

---

自主防災組織は、市と協議の上、自らの規約、防災計画（活動計画）を定め、活動を行う。

#### 1 防災計画の内容

- (1) 自主防災組織の編成と任務分担に関すること（役割の明確化）。
- (2) 防災知識の普及に関すること（普及事項、方法等）。
- (3) 防災訓練に関すること（訓練の種別、実施計画等）。
- (4) 情報の収集伝達に関すること（収集伝達方法等）。
- (5) 出火防止・初期消火に関すること（消火方法、体制等）。
- (6) 救出・救護に関すること（活動内容、医療機関への連絡等）。
- (7) 避難誘導及び避難生活に関すること（避難の指示の方法、災害時要援護者への対応、避難路・避難場所、避難所の運営協力等）。
- (8) 給食・給水に関すること（食料・飲料水の確保、炊き出し等）。
- (9) 防災資機材等の備蓄・管理に関すること（調達計画、保管場所、管理方法等）。

#### 2 自主防災組織の編成

- (1) 自主防災組織内の編成  
情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等
- (2) 編成上の留意事項  
女性や若者の参加と昼夜別々の組織編成の検討  
水防班、がけ崩れの巡視班等地域の実情に応じた対応  
事業所の自衛消防組織や従業員の参加  
地域的片寄りの防止と専門家や経験者の活用

#### 3 自主防災組織の活動内容

- (1) 平常時の活動  
防災に関する知識の普及

朝来市自主防災推進協議会等防災関係機関・隣接の自主防災組織等との連絡  
地域における危険度の把握（山崩れ・がけ崩れ、危険物施設、延焼拡大危険地域等）  
地域における消防水利（防火水槽、消火栓、小川、用水路、井戸等）の確認、点検整備

家庭における防火・防災等予防上の措置  
地域における情報収集・伝達体制の確認  
避難地・医療救護施設の確認  
防災資機材の整備、管理  
防災訓練の実施等

(2) 災害発生時の活動

出火防止と初期消火  
負傷者の救助  
地域住民の安否確認  
情報の収集・伝達  
避難誘導  
地域の災害時要援護者への援助  
給食・給水  
避難所の運営  
近隣地域への応援等

#### 4 その他

自主防災組織は、消防団、事業所の防災組織等との一体的な活動体制づくりに努めるとともに、女性の地域防災活動への参画の促進にも配慮する。

### 第3 育成強化対策

---

市は、災害発生時に的確な行動がとれるよう、災害に関する正しい知識、防災対応等について、自主防災組織の育成強化に努める。

(1) 市は、次の対策を実施するなど、自主防災組織の防災活動に対する意識の高揚を図るとともに、活動の活性化を図る。

啓発資料の作成  
各種講演会、懇談会等の実施  
情報の提供  
各自主防災組織への個別指導・助言  
自主防災組織ごとの訓練、研修会、出前講座の実施  
優良自主防災組織の表彰  
活動拠点施設の整備  
防災リーダーを養成するための防災研修会等の開催  
防災計画の作成支援  
防災資機材整備等に対する助成

(2) 市は、安全・安心コミュニティ・ファイルづくりの支援に努める。

#### コミュニティ・ファイルづくりの内容

自主防災組織等の地域団体や住民が、安全・安心の確保の観点から、それぞれの地域を点検し、得られた情報を共有する。

さらに、諸団体や市等において、これらの情報をファイルとして管理することによって、災害などの緊急時における応急対応や、そのための備えの充実等に活用する。

#### コミュニティ・ファイルの項目

##### 総括編

人口、世帯数など地域の基本的な事柄

避難場所や防災関係機関の所在地・電話番号

##### 防災資機材・物資編

防災資機材庫・物資備蓄倉庫の場所

防災資機材・備蓄物資の保有状況

##### 施設編

消防施設（防火水槽、消火栓等）の状況

医療施設、災害時要援護者（高齢者、障害者等）のための施設等の状況

##### 危険箇所編

災害が起こりやすい箇所（軟弱な地盤、土砂災害のおそれのあるところ等）

避難や救援活動を行う上で問題のある箇所

##### 団体編

自主防災組織、区等の地域団体

災害時に協力してくれる工場、工務店、商店、事業所等

##### 人材編

地域活動のリーダー等

被災者救援に関する専門的な支援・技術等を有する人（医師、看護師等）

##### 災害時要援護者編

ひとり暮らし老人、寝たきり老人、障害者等

災害時要援護者のことを把握している人（民生委員等）

##### 地図編

避難場所、避難経路、施設、危険箇所等の場所



## 第3節 企業等の地域防災活動への参画促進

---

実施担当	総務部総務課、産業振興部商工観光課、各支所市民課
------	--------------------------

災害が発生した場合、多数の人が利用する施設及び危険物施設においては、火災の発生、危険物類の流出、爆破等により、大規模な被害発生と混乱が予想される。これらの被害防止と軽減を図るため、法令等に基づき事業所等においては、自ら防災組織を編成し、地域の自主防災組織等と連携を図りながら、あらかじめ消防計画及び防災計画を作成しておく。

企業は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を作成するよう努めるとともに、予想される被害からの復旧計画作成、各計画の点検・見直しに努める。

### 第1 災害時に企業が果たす役割

---

- (1) 従業員・顧客の安全確保
- (2) 二次災害の防止
- (3) 経済活動の維持
- (4) ボランティア活動への支援、地域への貢献等

### 第2 企業の平常時対策

---

企業等は、災害時に果たす役割を十分に認識し、次の対策を実施するなど、防災活動の推進に努める。

- (1) 事業継続計画（BCP）の作成
- (2) 防災計画の作成
- (3) 防災組織の育成
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 地域の防災訓練への参加
- (6) 防災体制の整備
- (7) 復旧計画の作成
- (8) 各計画の点検・見直し等

### 第3 事業所の防災組織

---

市は、防災組織の育成指導及び防災計画等の作成を支援するとともに、防災訓練等の実施を促進する。

#### 1 対象施設

- (1) 多数の人が利用する施設（中高層建築物、集会施設、旅館、学校、病院等）
- (2) 危険物等を取り扱う施設（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵又は取り扱う施設）
- (3) 多数の従業員のいる事業所等で、防災組織を設置することが効果的な施設
- (4) 複数の事業所が共同して防災組織を設置する必要がある施設（雑居ビル等）等

## 2 自衛防災計画の作成

### (1) 予防計画

予防管理組織の編成

火気使用施設、危険物、指定可燃物等の点検整理

消防用設備等の点検整備

### (2) 学習訓練計画

防災学習

防災訓練

### (3) 応急対策計画

応急活動組織の編成

情報の収集・伝達

出火防止及び初期消火

避難誘導

救出救護

## 3 防災組織の活動

### (1) 平常時

防災訓練

施設及び設備等の整備

従業員等の防災に関する教育の実施

### (2) 災害時

情報の収集・伝達

出火防止及び初期消火

避難誘導

救出救護

## 第4章 災害に強い地域防災基盤の整備

### 第1節 防災基盤・施設等の整備

実施担当	総務部総務課・財務課、消防本部、各支所市民課
------	------------------------

緊急に防災機能の向上を図るため、防災対策事業計画の作成とそれに基づく事業の推進に努める。

#### 第1 防災基盤整備事業の計画年度

平成18年度～平成21年度

#### 第2 対象事業

市が計画的に行う安全なまちづくりのための公共施設の整備事業は、以下のとおりである。

区分	事業例
防災施設整備事業	防災拠点施設、防災資機材等備蓄施設、臨時ヘリポート、非常用電源、消防水利施設（防災井戸、耐震性貯水槽、防火水槽）、初期消火資機材（小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車、小型動力ポンプ積載車）、拠点避難地、避難路、避難所における防災機能の強化
防災システムのIT化事業	防災情報通信施設・設備整備（市防災行政無線、消防・救急無線、防災情報システム、震度計・自動震度警報装置等）、災害時要援護者緊急通報システム
消防広域化対策事業	広域化重点支援消防に指定された団体が、広域再編に伴い行う庁舎の新・改築事業広域再編に伴い、新・改築する消防庁舎と一体的に整備する自主防災組織等のための訓練・研修施設等

#### 第3 防災基盤整備事業計画

市は、事業の目的、効果、種類、事業量等を記載した防災基盤整備事業計画の策定に当たり、あらかじめ県と協議する。

#### 第4 財政措置

本事業には、防災対策事業債が充当され、その元利償還金の一部については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入され、地方交付税措置が講じられる。

#### 第5 事業の実施

防災基盤整備事業計画に基づき、防災基盤整備事業の計画的執行に努める。

## 第2節 まちの防災構造の強化

---

実施担当	都市整備部建設課・都市開発課、各支所地域振興課
------	-------------------------

### 第1 計画的な市街地等の防災構造の強化

---

市は、県の防災都市計画マスタープランに基づき朝来市防災都市計画マスタープランを策定し、災害に強く、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進する。特に、住宅等が集積した市街地等においては、火災等の災害時には大きな被害が想定されるため、土地区画整理事業の推進、建築物の耐震化・不燃化の推進、道路・公園・広場などのオープンスペースの確保、緑地や生垣などの緑の確保に努める。

### 第2 市街地等を連絡する道路ネットワークの確保

---

道路による多方向アクセスの確保、沿道土地利用の保全・整備などにより道路空間の防災性・安全性の向上などに努め、市域内の道路ネットワークの強化を進める。

また、災害対策拠点や防災拠点などの拠点施設と緊急輸送路のネットワークを確保し、迅速な災害対応に備える。

### 第3 安全で快適なまち空間の形成

---

公園、緑地、街路樹等の火災の延焼防止機能、消火・生活用水としての河川水の利用等を考慮した公園緑地の整備、残存緑地の保全、山麓部の緑地の保全・整備、河川空間の整備等により、市街地内において緑の創出とオープンスペースの確保を進め、自然と共生し、安全で快適なまち空間の形成を図る。

## 第3節 水害の防止施設等の整備

---

実施担当	都市整備部建設課・都市開発課、産業振興部農林整備課、各支所地域振興課
------	------------------------------------

### 第1 河川施設の整備

---

市は、県等が実施する河川改修整備等に協力するとともに、市管理河川の河川改修整備等に努める。

### 第2 内水（河川に排水できずにはん濫した水）の排除対策の推進

---

市は、台風や集中豪雨等による、慢性的な浸水による被害を防止するため、排水ポンプ等の整備に努める。

### 第3 ため池施設の整備

---

市は、ため池管理者に対し、県が行う点検・改修の技術指導、防災意識の周知徹底と防災体制の整備等の指導に協力する。

また、老朽ため池の国・県の補助等による補修、補強及び改修事業を推進する。

### 第4 ダム施設の維持管理

---

市域には、市川水系に関西電力黒川ダムと県営生野ダム、円山川水系に関西電力多々良木ダム、県営大路ダム、市管理の大町大池ダムが設置されている。ダム施設に関する災害を予防し、関係河川の洪水調節機能の確保が図れるよう管理者等と連携し適切な維持管理に努める。

## 資料

- 2-1 重要水防箇所一覧
- 2-2 ダム一覧
- 2-3 警戒ため池一覧
- 3-7 円山川水門管理施設一覧

## 第4節 地盤災害の防止施設等の整備

---

実施担当	総務部総務課、都市整備部建設課・都市開発課、産業振興部農林整備課、各支所市民課・地域振興課
------	---

### 第1 砂防設備の整備

---

#### 1 砂防事業の推進

市は、土砂の流出による被害を防止するため、県が実施する土砂災害危険箇所対策工事や砂防設備の整備等に協力する。また、土石流危険渓流等の調査に基づく砂防指定地の指定促進に努める。

#### 2 土石流危険渓流における警戒避難体制の整備

市は、県の指定している土石流危険渓流においては、災害時における周辺住民の迅速な安全確保のため、避難誘導體制と警戒巡視体制を確立する。

#### 3 土石流防止対策の普及啓発

市は、土石流危険渓流の巡視、「土砂災害防止月間」(6月1日～6月30日)を中心とした防災思想の周知徹底と防災体制の整備推進に努める。

### 第2 地すべり防止施設の整備

---

#### 1 地すべり対策事業の推進

市は、地すべりによる被害を防止するため、県が実施する地すべり防止施設の整備等に協力する。また、地すべり危険箇所の調査に基づく地すべり防止区域の指定促進に努める。

#### 2 地すべり危険箇所における警戒避難体制の整備

市は、県の指定している地すべり危険箇所においては、災害時における周辺住民の迅速な安全確保のため、避難誘導體制と警戒巡視体制を確立する。

#### 3 地すべり防止対策の普及啓発

市は、地すべり災害を未然に防止するための「豊かなむらを災害から守る月間」及び「土砂災害防止月間」(6月1日～6月30日)を中心とした、地すべり防止区域の点検指導、防災思想の周知徹底及び防災体制の整備推進に努める。

### 第3 急傾斜地崩壊防止施設の整備

---

#### 1 急傾斜地崩壊対策事業の推進

市は、急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、県が実施する急傾斜地崩壊防止施設の

整備等に協力する。また、危険箇所の調査に基づく急傾斜地崩壊危険箇所の指定促進に努める。

## **2 急傾斜地崩壊危険箇所における警戒避難体制の整備**

市は、県の指定している急傾斜地崩壊危険箇所においては、災害時における周辺住民の迅速な安全確保のため、避難誘導體制と警戒巡視体制を確立する。

## **3 危険箇所のパトロール及び普及啓発**

市は、急傾斜地崩壊危険箇所の巡視、「土砂災害防止月間」(6月1日～6月30日)を中心とした地域住民へのがけ崩れの危険性についての周知徹底と防災意識の普及に努める。

## **4 急傾斜地崩壊危険区域の指定に伴う措置**

市は、県と連携し急傾斜地崩壊危険区域内における行為制限、防災措置の勧告、改善命令等の災害の未然防止措置に努める。

# **第4 治山施設の整備**

---

## **1 治山事業の推進**

山崩れ等による被害を防止するため、市は県と協力して治山施設の整備等を進める。

県の森林対策(緊急防災林、針葉樹林と広葉樹林の混交林、里山防災林等の整備)事業の要請及び事業実施に協力する。

## **2 治山施設の点検**

市は、県と連携し地震及び梅雨期・台風期における山地災害を未然に防止するため、毎年6月に危険地区を中心とした治山施設等の点検に努める。

## **3 山地災害危険地区における警戒避難体制の整備**

市は、山地災害危険地区においては、災害時における周辺住民の迅速な安全確保のため、避難誘導體制と警戒巡視体制を確立する。

# **第5 土地改良施設の整備**

---

市は、防災機能を持つ農地・農業水利施設等の整備、災害に強い農村を創るための土地改良施設の整備に努める。

# **第6 宅地造成等の規制**

---

## **1 宅地造成工事規制区域の指定**

市は、近年増加傾向にある宅地造成により、災害が生じるおそれのある地域を調査し、必要と認めるときは宅地造成工事規制区域の指定を県へ要請する。

## 第7 災害危険区域対策の実施

---

### 1 災害危険区域の指定

市は、災害の危険の著しいと認められる地域において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条に基づく「災害危険区域に関する条例」による災害危険区域の指定を県に要請する。

### 2 危険住宅の除却又は移転

市は、災害危険区域内に存する危険住宅の除却及び移転を行う者に補助し、国、県は、市の補助額の3/4を負担する。

#### (1) 危険住宅の除却等に要する経費

限度額 780千円

助成区分 国 1/2、県 1/4、市 1/4

#### (2) 危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費

限度額 4,060千円（土地を取得しない場合 3,100千円）

年利 8.5%を限度に金融機関からの借入利息について助成

助成区分 国 1/2、県 1/4、市 1/4

（注）助成費の補助限度額は、平成14年度の額である

## 資料

- 2-4 土石流危険渓流等箇所一覧
- 2-5 地すべり危険箇所等一覧
- 2-6 急傾斜地崩壊危険箇所一覧
- 2-7 山腹崩壊危険地区一覧
- 2-8 崩壊土砂流出危険地区一覧
- 2-9 災害危険区域指定一覧



## 第5節 交通関係施設の整備

実施担当	総務部総務課、都市整備部建設課・都市開発課、消防本部、各支所市民課・地域振興課、西日本旅客鉄道(株)
------	--

### 第1 道路施設の整備

道路・橋梁は、災害時の避難、救援・救護、消防活動等に重要な役割を果たし、また、火災の延焼を防止するオープンスペースとなるなど、多様な機能を有する。このため、多元多重の交通ルートの確保を考慮のうえ、災害に強い道路施設の整備等を進める。

#### 1 緊急輸送路等の整備

市は、災害時の緊急輸送ネットワークを確保するため、緊急輸送路を中心とした災害に強い道路施設等の整備を推進する。特に、緊急輸送路と災害対策拠点及び防災拠点（広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ防災拠点）とのネットワークの確保は、物資輸送や応援体制の受け入れなどに重要であることから、県が指定する緊急輸送路とのアクセス道路を市の緊急輸送路として選定し対策に努める。また、各道路管理者は、防災点検等の結果をもとに防災対策工事に努める。

##### (1) 幹線道路の整備

- 北近畿豊岡自動車道の整備促進
- 一般国道9号及び312号等国・県道の改良・整備促進
- 都市計画決定されている路線の整備促進

##### (2) 生活道路の整備

- 中山間地域の集落等に至る道路の整備促進
- 交差点改良や路面排水の整備促進

##### (3) 自転車道・歩道の整備

- 道路整備計画による計画的な自転車道・歩道の整備促進
- 歩車道間の段差解消等バリアフリーに対応した改修の推進

##### (4) 橋梁の点検調査に基づく架替、橋脚の補強等の実施

#### 2 狭隘道路の解消等

市街地内等では、道路幅員が狭いため、消防自動車などによる消防・救急・救助等の応急対策活動に支障をきたす場合が想定される。このため、道路改良や安全施設の整備等を図り、迅速で円滑な活動が可能となるよう道路整備に努める。

#### 3 避難路の整備

避難路は、避難所又はそれに相当する安全な場所へ通じる道路であり、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有するものとする。

- (1) 避難路の幅員は、災害時の応急対策活動や避難行動の安全性を考慮して、道路では15m以上、縁道では10m以上の幅員を確保するよう努める。

- (2) 災害時に通行不能となる場合に備え、複数の避難路が確保できるよう配慮する。
- (3) 避難路の沿道には、必要に応じて消防水利その他避難者の安全を確保するために必要な設備の整備に努める。また、道路の占用物件については、避難の障害とならないよう十分に配慮する。

#### 4 道路情報の提供

北近畿豊岡自動車道春日和田山道路の道の駅「但馬のまほろば」に道路情報提供装置を設置し、道路利用者の安全性や利便性向上のための各種情報を提供するとともに、災害時には通行規制箇所、広域う回路等の情報提供を行う。また、ケーブルテレビ、インターネット等による避難情報、救護・救助情報、緊急情報、道路情報等の提供も行う。

## 第2 鉄道施設の整備

---

西日本旅客鉄道(株)は、鉄道施設の災害防止のため、諸設備の実態を把握し、災害時においても機能を保持できるよう関係機関と調整のうえ、整備を行う。

### 1 風害対策

対策を必要とする箇所について、沿線樹木の倒壊予防、架空電車線の振れ止め強化を行うほか、橋梁上等に設置している風速計により、風速を監視する。

### 2 水害対策

雨量計、河川水位計、河川情報センター端末機並びにテレビ・ラジオ等からの情報により、降雨状況、河川水位、台風、週間天気等の情報を収集し、状況把握を行う。

## 第3 災害時用臨時ヘリポート対策の実施

---

市は、災害対策拠点、防災拠点、災害時に孤立するおそれのある地区の分布、災害拠点病院、災害対応病院、救護所、緊急輸送路とのネットワーク等を考慮し、ヘリコプター臨時離着陸場適地の調査、拡充を進める。

また、あらかじめ指定済みのヘリコプター臨時離着陸場の運用体制（要員の配備等）を整えておく。

## 資料

7-2 緊急輸送路一覧

7-3 ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧

## 第6節 ライフライン関係施設の整備

実施担当	総務部総務課、上下水道部上水道課・下水道課、関西電力(株)、(社)兵庫県エルピーガス防災協会、西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)
------	--

### 第1 電力施設の整備等

関西電力(株)は、風水害等による被害を未然に防止し、また、被災した場合においても迅速な復旧を可能にする電力施設の整備とそれに関連する次のような防災対策の推進に努める。

#### 1 施設の保全

##### (1) 台風、洪水、集中豪雨対策

水力発電設備

ア 防水壁、防水扉の防水対策の実施

イ 排水対策の実施

ウ 予備電源の整備

エ 出水、集中豪雨時における水路工作物等土木設備の保安対策の実施

送電設備

台風等を考慮した支持物設計の実施

変電設備

洪水のおそれのある箇所における重点的な設備防護措置の実施

配電設備

電気設備に関する技術基準等による風水害対策の実施

##### (2) 雷害対策

水力発電、変電設備

耐雷遮へい、避雷器の重点配置、適正更新実施及び系統保護継電装置の適正更新実施

送電設備

架空地線の設置、接地抵抗の低減等の実施

配電設備

襲雷頻度の高い地域における避雷器等の避雷装置の取付けの実施

##### (3) 雪害対策

送電設備

鉄塔にはオフセット（上下の電線が垂直にならない配列にすること。）を採用し、電力線・架空地線には線下状況に応じて難着雪対策（リング等）を実施

配電設備

難着雪電線の使用、配電線の太線化等の実施

##### (4) 風害対策

各設備とも計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の補強等の実施

## 2 電力の安定供給

### (1) 通信設備の確保

主要通信系統の2ルート化

健全回線への切替えによる応急連絡回線の確保

通信用電源の確保

衛星通信システムの配備

移動無線応援体制の整備

近畿地方非常通信協議会加入による各機関との相互協力

有線不通時における内閣府中央防災無線による国等防災機関との通信確保

### (2) 電気設備予防点検

電気設備に関する技術基準の定めるところに適合するよう、定期的に工作物の巡視、点検(災害発生のおそれがある場合には特別の巡視)及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査を行う。

### (3) 气象台等との連携

災害発生の予知について气象台等との連携を蜜にするほか、次の手段によりの確な情報の入手に努める。

気象用レーダーによる気象情報の把握

ロボット雨量計による雨量情報の把握

## 3 公衆災害、二次災害の防止

### (1) 電気工作物の適正管理を推進するため、以下の対策を実施する。

樹木接触、看板接触等による漏電の防止措置

引込巡視、定期絶縁検査の計画実施

不良電気設備(需要家)の改修促進

### (2) 災害時における感電や火災等の公衆災害、二次災害を防止するため、平常時から以下の対策を実施し、需要家の防災意識の向上に取り組む。

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、パンフレット、チラシ等の各種広報媒体を活用した電気保安上の注意点についての事故防止PRを実施

自家用、特高需要家との連絡協調体制の確立、保安上の注意喚起の実施

## 4 資機材の整備・確保

### (1) 資機材の確保

本店、支店及び営業所その他の業務機関等は、地域的条件等を考慮して、災害対策用資機材等の必要数を確保する。

### (2) 資機材の輸送

本店、支店及び営業所その他の業務機関等は、輸送力確保のため、運送業者、航空業者その他の協力を得て、輸送力確保に万全を期する。

### (3) 資機材の広域運営

災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため災害対策用資機材の規格の統一を電力会社間で進めるほか、他の電力会社及び電源開発(株)と災害対策用資機材の相互融通体制

を整えておく。

## 5 防災訓練、防災教育の実施

### (1) 訓練の種類

情報連絡訓練

被害復旧訓練

### (2) 訓練の方法

全社規模における総合訓練

各級機関における総合又は部門別訓練

自治体等防災訓練への参加

### (3) 従業員の防災教育

関係法令集・各種パンフレットの配布、検討会・講演会の開催及び社内報への関連記事掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

## 6 電力会社相互間の広域運営

電力会社相互間の広域運営体制は、全国を東、中、西の3ブロックに分け、それぞれの地域に協議会を設置するとともに、全国組織として中央電力協議会を設置している（なお、関西電力(株)は、中央電力協議会に参加するとともに、中部電力(株)、北陸電力(株)、電源開発(株)とともに中地域電力協議会を組織している）。

非常災害時における被害に対しては、広域運営の趣旨にのっとり、復旧応援要綱を定め、災害復旧、資材の相互融通、移動無線局の応援復旧要員の応援ならびにあっせん等を行い、電気工作物を早期に復旧し、社会に対する電気事業本来の責務を遂行できるよう対処する。

## 第2 ガス施設の整備等

被災しても機能全体がまひせずに迅速な復旧を可能にするガス施設の整備とそれに関連する防災対策を実施する。

### 1 (社)兵庫県エルピーガス防災協会

#### (1) 防災システムの強化

集中監視システムの導入

電話回線によって24時間消費先のガス漏れを監視する集中監視システムの導入を進める。

安全機器の取り付け促進

消費に係る安全機器（マイコンメーター、ヒューズコック、ガス漏れ警報器）の普及率は、ほぼ100%に達している。

地域防災事業所の設置

県下を7ブロックに分け、それぞれのブロックに、製造事業所、エルピーガススタンド、容器検査所で組織した防災事業所を設置し、24時間即応体制が整備されている。

各防災事業所には、緊急点検用の資機材並びに緊急対応のための単車及び自転車を配備するほか、無線、災害時優先電話が整備されている。

## (2) 防災体制の整備

### 要員の確保

被害状況に応じて防災事業所の社員が出勤し、地域の保安を確保する体制が整備されている。

### 相互協力体制の確立

ア (社)兵庫県エルピーガス防災協会、大阪エルピーガス保安防災協会、奈良エルピーガス保安防災協会、京都府エルピーガス保安防災協会、和歌山県エルピーガス保安防災会で組織する「近畿エルピーガス防災協会連合会」の相互応援協力協定により、大規模災害時の相互応援体制を整備している。

イ 大阪ガス㈱と「ガス漏洩通報等に対する連携についての協定」を締結し、二次災害の防止を図る。

ウ (社)日本簡易ガス協会近畿支部に設置された簡易ガス事業近畿防災会(近畿2府5県それぞれの府県に設置)との連携により、簡易ガス事業に関する災害対策に対応することとしている。

### 防災訓練等の実施

ア 各防災事業所にあっては、適時、風水害等を想定した防災訓練を実施する。

イ 各ブロックごとに、適時、風水害等を想定したブロック総合防災訓練を実施する。

ウ 自治体等が実施する防災訓練に積極的に参加する。

## (3) 災害防止のための普及・啓発活動の実施

年間を通じ、兵庫県プロパンガス協会と連携して、県下各地でエルピーガス使用家庭を対象とした消費者安全教室を開催し、災害時における緊急対策の周知を図る。

兵庫県内で震度6弱以上の地震が発生した場合等に、「災害時におけるLPガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、容器バルブの閉止等を周知する放送を㈱ラジオ関西が自動的に可能な限り反復して放送することにより、早期にエルピーガスの対応について周知を図る。

各防災事業所は、消費者に対し、災害時におけるエルピーガスの緊急対応について周知を図る。

## 第3 電気通信施設の整備等

災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず迅速な復旧を可能にする電気通信施設の整備とそれ関連する防災対策について定める。

### 1 西日本電信電話㈱、㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱

各社は、連携を図りながら、次の内容により電気通信施設の整備等を推進する。

### (1) 電気通信施設の防災対策

#### 建物設備

建物は、耐火構造とする他周辺の諸条件により保護施設（水防壁、水防板等）の設置

#### 電力設備

ア 停電対策用予備エンジンの設置、整備及び長時間容量蓄電池の設置

イ 電力用各種装置の災害対策の整備充実

#### 通信設備

ア とう道（共同溝を含む）網の拡充

イ 通信ケーブルの地中化の推進

ウ 地下埋設物等、注意標識板の整備・充実

エ 災害対策機関の2ルート化推進

オ 主要な伝送路の多ルート構成、或いはループ化

カ 中継交換機の分散設置

### (2) 災害対策用機材等の整備・点検

#### 通信途絶防止用無線網の整備

#### 災害対策用機器の整備・充実

ア 応急復旧ケーブル

イ 非常用可搬型デジタル交換装置、衛星車載局、ポータブル衛星局

ウ 移動電源車、可搬型発動発電機

エ 排水ポンプ

### (3) 防災訓練の実施

災害発生に備え、災害対策機器の取り扱い方法の熟知、情報連絡体制の充実と防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災演習等計画的に実施するとともに、地方行政機関が主催する防災訓練に参加する。

#### 訓練内容

#### ア 演習の種類

(ア) 災害対策情報連絡演習

(イ) 災害対策復旧演習

(ウ) 大規模災害の警戒宣言の情報伝達演習

#### イ 演習方法

(ア) 会社規模における情報連絡演習

(イ) 事業所単位でも、かけつけ・情報伝達演習

(ウ) 防災機関における防災総合訓練への参加

## 2 KDDI㈱

次の内容により電気通信施設の整備等を推進する。

### (1) 通信設備等に対する防災設計

災害の発生を未然に防止するため、予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに対する耐災害性を考慮して通信設備等の防災設計を行う。また、主要な通信設備等については、予備電源を設置する。

## (2) 通信網等の整備

災害時においても通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、次により通信網の整備を行う。

網制御・交換設備及びその付帯設備の分散設置を図る。

伝送路については、所要の信頼性を維持するため、海底ケーブル、陸上光ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。

## (3) 災害対策用機器、車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に緊急連絡用設備、代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備する。

## (4) 防災訓練の実施

防災業務を円滑かつ適切に実施するため、災害発生に係る情報の収集・伝達、対策本部等の設置、非常召集・参集、災害時における通信の疎通確保、電気通信設備等の災害復旧、災害対策用機器の操作、消防・防水、避難・救護等に関する防災訓練を毎年1回は実施するとともに、防災体制の見直しと必要な改善を図る。

訓練の実施に当たっては、被災想定や実施時間を工夫するなど実践的なものとなるよう努めるとともに、国、関係地方公共団体等が実施する総合防災訓練に参加する等これら機関との連携も考慮して行う。

## 第4 水道施設の整備等

市は、風水害等による断・減水をできるだけ少なくするため、重要施設について被災を最小限にとどめるための計画を立て、施設の新設・拡張・改良計画に合わせて計画的に整備を進める。

特に、過去の風水害等による被災経験がある場合、山間地等の同じ地盤の地域内で他の公共施設等が風水害による土砂崩れ等で被災したことがある場合及び河川の増水で浸水するおそれがある場合は、施設の新設・更新に当たって、十分な防災対策を講じる。

また、水道施設における各ポンプ室、配水池等の監視・遠隔操作システムの整備を進める。

### 1 水道施設の保守点検

市は、水道施設の維持管理に当たり、貯水、取水、浄水、導水、送水、配水施設等の巡回点検を行う。

### 2 断水対策

基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水区域ブロック化（緊急遮断弁の設置）による被害区域の限定化を図る。

### 3 図面の整備

緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握する。



#### 4 系統間の相互連絡

導水管路・送水管路及び配水幹線が災害で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。

#### 5 「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく相互応援活動

県内の各市町及び各水道事業体において締結された「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」をはじめ、「災害発生時における日本水道協会関西支部内の相互応援に関する協定」「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する基本協定」「近畿2府4県内の工業用水道事業者の震災時等の相互応援に関する覚書」及び「近畿2府5県の府県営及び大規模水用水供給業務の震災時等の相互応援に関する覚書」等に基づき、災害対策資機材の備蓄状況などの災害対策に関する情報交換や連絡方法等、必要な事項の協議及び調整を定期的に行い、災害時における相互応援活動が円滑に行われるよう努める。

#### 6 水道災害対策行動指針等の作成

応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成するよう努める。

#### 7 災害時用の資機材の整備

必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておく。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておく。

#### 8 教育訓練及び平時の広報

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平時から、次の事項を中心とした教育訓練等を実施する。

##### (1) 職員に対する教育及び訓練

教育

防災体制・災害救助措置などに関する総合的かつ計画的な研修会・講習会の開催

訓練

動員・行動計画に基づく訓練

##### (2) 市民に対する広報及び訓練

広報

事前対策及び災害対策

飲料水の確保

給水方法の周知徹底

水質についての注意

広報の方法

訓練

給水訓練等

## 第5 下水道施設の整備等

---

市は、災害時においても下水道の機能を保持することができるよう、重要施設について被災を最小限にとどめるための計画をたて、施設の新設・増設・改築にあわせて計画的に整備を進める。

特に、過去の風水害等による被災経験がある場合、山間地等の同じ地盤の地域内で他の公共施設等が風水害による土砂崩れ等で被災したことがある場合及び河川の増水で浸水するおそれがある場合は、施設の新設・更新に当たって、十分な防災対策を講じる。

また、電力や水道の停止時の機能確保のために、非常用電源・用水等の確保を図る。

### 1 下水道施設の保守点検

下水道施設の風水害による被害を軽減するとともに、被害の発見及び復旧を迅速に行うため、施設の現状を把握しておくとともに、平時の巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所等の改善を実施する。また、必要に応じて災害対策を講じておく。

- (1) 下水道台帳の整備
- (2) 既往災害履歴の作成
- (3) 日常点検保守
- (4) 被災の可能性が高い箇所の把握

### 2 下水道施設の応援体制の整備

「下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ」に基づき開催される応援連絡会議において、災害時の応援に関する連絡調整を行うとともに、必要に応じて実施される災害時を想定した訓練及び研修等に参加し、災害時における応援活動が円滑に行われるよう努める。

### 3 災害時用の資機材の確保

緊急措置及び応急復旧に必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておく。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておく。

### 4 教育訓練及び平時の広報

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平時から教育訓練及び市民に対する広報等を実施する。

## 第5章 調査研究体制等の強化

### 第1節 風水害に関する調査研究の推進

実施担当	総務部総務課、各支所市民課
------	---------------

#### 第1 調査研究体制の整備

災害は、自然的・社会的条件等の地域特性により、被害の様相も異なってくる。このため、市及び防災関係機関は、大学等の研究機関と連携を図りながら、災害と被害の因果関係等災害現象について、科学的に分析、検討することができる調査研究体制の整備に努め、地域に応じた総合的かつ一体的な防災活動の実施を図る。

#### 第2 平成16年台風第23号災害の教訓と継承

平成16年の台風第23号は市域に多大な被害を及ぼした。その災害を教訓とし、その被害及び応急対策の分析を行い、市の防災体制や防災対策へ反映させる。

#### 第3 防災アセスメントと被害想定の推進

実効ある防災対策を実施するため、災害誘因(台風、豪雨等)、災害素因(急傾斜地、軟弱地盤、危険物施設の集中地域等)、災害履歴、土地利用の変遷などを考慮して総合的かつ科学的に地域の災害危険性を把握する防災アセスメント、もしくは災害危険性や自然的・社会的環境要因等の諸条件に基づき、想定される災害に対応した人的被害、構造物被害等を算出する被害想定を実施し、地域の災害危険性と想定される被害を把握する。

防災アセスメントや被害想定は、社会経済状況の変化等に伴い随時見直しを行い、状況の変化に対応した防災対策を構築していく。

#### 第4 地区別防災カルテの作成

市は、地区別防災カルテを作成し、市民の自主的な防災活動に活用するとともに、災害の未然防止対策を確立し、市民への周知を図る。

##### 1 記載事項

- (1) 地区概要
- (2) 人口、建物等の状況
- (3) 防災関連施設等の名称、位置図
- (4) 地区の課題及び災害危険性
- (5) 土砂災害等災害危険箇所図、浸水想定区域図等

## 第6章 その他の災害予防対策の推進

### 第1節 雪害の予防対策の推進

実施担当	総務部総務課、都市整備部建設課、各支所地域振興課
------	--------------------------

#### 第1 道路除雪対策

市は、積雪期における道路除雪対策として、道路除雪計画を作成する。また、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等について体制の整備を行う。

#### 第2 雪崩対策

##### 1 施設整備

市は、災害の未然防止を図るため、雪崩の発生しやすい急傾斜地の防災工事の促進に努める。

##### 2 危険箇所の把握と広報

市は、危険箇所の巡回を行うなど、災害の未然防止に努めるとともに、住民に対し、危険箇所の周知徹底を図るとともに、防災意識の高揚を図る。

##### 3 警戒避難体制の確立

災害の発生するおそれがある豪雪等に際し、特に雪崩の危険度の高い地域に対しては平時から災害予防のため警戒体制、避難体制の確立を図る。

また、避難の万全を期するため、あらかじめ地域住民に対して避難場所、避難経路及び心得等の周知徹底に努める。

#### 資料

2-10 雪崩危険箇所一覧

## 第2節 危険物等の事故の予防対策の推進

実施担当	総務部総務課、消防本部、各支所市民課
------	--------------------

### 第1 危険物の保安対策の実施

消防法（昭和23年法律第186号）別表に定める危険物による災害を予防し、また、災害発生時の被害拡大を防止するため、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第3に定める指定数量以上の危険物を貯蔵・取り扱いする施設（以下、「危険物製造所等」という。）及び防災関係機関の予防対策について定める。

#### 1 危険物製造所等

- (1) 危険物製造所等の所有者、管理者又は占有者（以下、「所有者等」という。）は、消防法及び消防法に基づく関係規程を遵守するとともに、自己の責任において保安対策を推進し、危険物の災害予防に万全を期する。
- (2) 危険物製造所等の所有者等は、施設規模、取扱危険物の種類等に応じて、危険物の規制に関する政令の定めるところにより、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員を選任し、適正な施設管理及び取扱基準を遵守する。
- (3) 危険物製造所等の所有者等は、次の保安対策を実施する。

##### 自主保安体制の確立

防火訓練、保安教育等を実施し、防火意識の高揚と防災に関する知識・技術の向上を図り、火災、爆発等の災害発生を防止するための自主保安体制の確立に努める。

##### 事業所相互の協力体制の確立

危険物製造所等が一定地域に集中している地域にあつては、相互に連絡協調して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動に努める。

##### 住民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する場合は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁、防風林、防火地帯等の設置を検討する。

#### 2 市（消防本部）の保安対策

- (1) 市（消防本部）は、消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更許可に対する審査及び立入検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、撤去させるなど、危険物の規制を行う。

- (2) 市（消防本部）は、監督行政庁の立場から、次の保安対策を実施することとする。

##### 危険物施設の把握と防災計画の策定

常に危険物施設及び貯蔵され取り扱われる危険物の性質及び数量を把握し、これに対応する的確な防災計画を策定する。

##### 監督指導の強化

危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を強力に実施して、関係法令を遵守させる。

## 防災教育

危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防除の具体的方途につき視聴覚教育を含む的確な教育を行う。

## 第2 高圧ガスの保安対策の実施

---

高圧ガスによる災害を予防し、また、災害発生時の被害拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定める。

### 1 高圧ガス関係事業所における防災体制の整備

事業者は、災害発生時に冷静にかつ有効な防災活動を実施し、二次災害の発生を防止し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

#### (1) 防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

#### (2) 連絡広報体制の確立

事業所内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の連絡・広報体制を確立する。

#### (3) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員の確保のための緊急動員体制を確立する。

#### (4) 相互応援体制の確立

大規模災害が発生し、一つの事業所では対応できない場合に備えて、関係事業所及び防災関係機関等の中で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。

### 2 防災資機材の整備

(1) 市（消防本部）は、事業所に対して高圧ガスなどの防災資機材等の整備促進を図るとともに、その管理について指導する。

(2) 市（消防本部）は、事業所に対し、効果的な防災資機材等の整備充実を指導するとともに、報告の協力を求める等により、提供可能な防災資機材の種類及び数量の把握に努める。

(3) 事業者は、防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。

(4) 事業者は、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。

### 3 保安教育の実施

(1) 関係団体は、高圧ガスに関する各種講習会を開催し、事業所に対して高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させる。

(2) 事業者は、従業員等に対し定期的に保安教育を実施し、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ、防災意識の高揚を図る。

(3) 主な教育項目は、次のとおりとする。

関係法令（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）等）

高圧ガスに関する知識  
防災組織  
運転マニュアル、各種規程  
異常時の措置基準  
事故事例と対策  
救急の方法

#### 4 防災訓練の実施

- (1) 関係機関は、高圧ガスにかかる災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が実施できるように定期的に総合防災訓練を実施する。
- (2) 事業者は、取り扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。
- (3) 主な訓練項目は次のとおりとする。
  - 緊急通信・通報・伝達訓練
  - 非常招集動員訓練
  - 救助・避難訓練
  - 応急措置実施訓練
  - 消火訓練
  - 広報訓練

#### 5 防災技術の研究

関係機関及び事業所は、高圧ガスの特性に応じた防災技術の研究及び情報の把握に努める。

### 第3 火薬類の保安対策の実施

---

火薬類による災害を予防し、また災害発生時の被害拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定める。

#### 1 火薬類関係事業所における警戒体制の整備

火薬類関係施設に災害・事故が発生するおそれのあるとき、事業者は、天候の状況に応じた警戒体制を確立する。

- (1) 警戒体制の発令
  - 雷の発生及び火薬庫付近での山火事の発生等により事業所が警戒事態となったとき、事業者は、天候の状況に応じた警戒体制を発令する。
- (2) 警戒措置の実施
  - 事前調査
    - 落雷への対応が遅延しないよう、事業所内外の地形、落雷の頻度等の地域的特性等を事前調査する。
  - 警戒実施
    - 警戒体制が発令されたとき、現場巡回等の天候の状況に応じた警戒措置を実施する。

(3) 作業規制

天候の状況に応じて、発破作業の中止等の作業規制を行う。

## 2 火薬類関係事業所における防災体制の整備

事業者は、災害発生時に冷静にかつ有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

(1) 防災組織の確立

防災組織の編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

(2) 連絡広報体制の確立

事業所内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の連絡・広報体制を確立する。

(3) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員の確保のための緊急動員体制を確立する。

(4) 相互応援体制の確立

災害が発生し、一つの事業所だけでは対応できない場合に備えて、関係事業所との相互応援体制を確立する。

## 3 保安教育の実施

(1) 関係団体は、火薬類に関する各種講習会において、事業者に対して火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させる。

(2) 事業者は、従業員に対し定期的及び施設の新設等の機会ごとに保安教育を実施し、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、防災意識の高揚を図る。

(3) 主な教育項目は、次のとおりとする。

関係法令（消防法等）

火薬類に関する性質、保安管理技術

地震に関する知識

災害時における応急対策及び避難方法

## 4 防災訓練の実施

(1) 事業者は、取り扱う火薬類の種類及びその規模に応じて、事業所内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

(2) 主な訓練項目は、次のとおりとする。

緊急通信・通報・伝達訓練

非常招集動員訓練

救助・避難訓練

応急措置実施訓練

消火訓練

広報訓練



## 5 防災技術の研究

関係機関及び事業者は、火薬類の特性に応じた防災技術の研究及び情報の把握に努める。

## 第4 毒物・劇物の保安対策の実施

---

毒物又は劇物の保管施設等からの流失等による保健衛生上の危害を防止するための予防対策について定める。

### 1 毒物劇物営業者

台風の接近等により事業所に災害・事故が発生するおそれのあるとき、毒物劇物営業者は天候の状況に応じた警戒体制を確立する。

#### (1) 警戒体制の発令

台風の接近、大雨等の各注意報・警報の発令等により事業所が警戒事態となったとき、毒物劇物営業者は、天候の状況に応じた警戒体制を発令する。

#### (2) 警戒措置の実施

##### 事前調査

河川からの鉄砲水、土砂崩れ等への対応が遅延しないよう、事業所内外の地形等の地域的特性等を事前調査する。

##### 警戒実施

警戒体制が発令されたとき、現場巡回等の天候の状況に応じた警戒措置を実施する。

### 2 関係機関

関係機関は、以下に示す対策を行う。

- (1) 毒物劇物営業者に対し、常に登録基準等に適合する施設を維持させる。
- (2) 毒物劇物営業者に対し、毒物又は劇物によって市民の保健衛生上の危害を生ずるおそれがあるときは、直ちに県健康福祉事務所・市保健センター、県警察本部又は消防本部に届け出るとともに、危害防止のための応急措置を講じるよう指導する。
- (3) 毒物劇物を業務上取り扱う者のうち、事業場ごとに届出を要する者(電気メッキ事業者、金属熱処理事業者、運送事業者、白あり防除事業者)に対しても、同様の指導を行う。
- (4) 毒物劇物を業務上取り扱う者のうち、届出を要しない者の実態把握に努めるとともに、文書等により適正な取扱い及び危害防止のための応急の措置を講じるよう指導に努める。

## 第5 たい積物の保安対策の実施

---

鉱石採掘によりできた廃石のたい積場は、大雨・地震等の影響で災害の発生するおそれがあるため、次により予防対策に努める。

### 1 たい積場における保安対策

たい積場の所有者等は、次の保安対策を実施する。

#### (1) 自主保安体制の確立

防災訓練、保安教育等を実施し、防災意識の高揚と防災に関する知識・技術の向上を

図り、災害発生を防止するための自主保安体制の確立に努める。

施設管理の強化、パトロールの実施等保全対策に努める。

## 2 警戒避難体制の確立

災害の発生に備え、危険度の高い地域に対しては平時から災害予防のため警戒体制、避難体制の確立を図る。

また、避難の万全を期するため、あらかじめ地域住民に対して避難場所、避難経路及び心得等の周知徹底に努める。

### 資 料

2 -11 危険物施設数一覧

2 -12 高圧ガス製造事業所数等一覧

2 -13 たい積場の現況

## 第3節 大規模事故等災害予防対策の推進

---

実施担当	総務部総務課、市民生活部市民課、消防本部、各支所市民課
------	-----------------------------

### 第1 交通安全対策の充実

---

市は、朝来警察署と相互に連携をして、広く市民の交通安全の普及・啓発に努めるため「交通安全市民運動」等を推進する。また、「ひょうご交通安全憲章」の普及啓発に努めるとともに、交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）に基づき、幼児から高齢者に至るまでの段階的かつ体系的な交通安全教育の推進を図る。

#### 1 安全運転の啓発及び運行の確保

市、朝来警察署等は、自動車の運転者及びこれから運転免許を取得しようとする者を含めた運転者教育等の充実に努める。

また、企業・事業者等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し、企業・事業所等の自主的な安全管理対策の推進及び自動車運送事業者等の行う運行管理の充実に努めるとともに、交通労働災害の防止等を図るための取り組みを支援する。

#### 2 車両等の安全性の確保

##### (1) 市民等による自動車の日常点検の実施

車両を運転しようとする者は、法令の定めるところにより、始業点検等を行う。

##### (2) 意識啓発活動

市及び朝来警察署等は、自動車車両の安全性の確保を図るため、自動車使用者に対して、適切な保守管理を啓発する。

### 第2 交通関係機関等における大規模事故に対する体制の整備

---

#### 1 情報の収集・伝達体制の整備

(1) 市、鉄道事業者、道路管理者等は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・伝達体制の整備を図る。

(2) 市は、機動的な情報収集を行うため、必要に応じ、車両などの多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

(3) 市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・伝達に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備に努める。

(4) 市は、民間企業、報道機関、市民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

#### 2 通信手段の確保

市、関係機関等は、災害発生時における通信手段を確保するため、以下の事項に留意する。

##### (1) 非常通信体制の整備

- (2) 災害発生時の通信手段の確保に関する体制整備
- (3) 通信手段の定期的点検、機器操作習熟のための訓練・研修の実施
- (4) 通信機器等の平時利用
- (5) 平時からのフェニックス防災システムの積極的活用
- (6) 最新の通信・情報処理システムの調査、より効果的な情報収集・伝達システムの研究

### 3 災害応急活動体制の整備

#### (1) 職員の初動体制

市は、災害発生時における職員初動体制の整備に努める。

#### (2) 関係機関等の防災組織体制

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、鉄道事業者及び道路管理者等は、それぞれの機関等の実情に応じて、所属職員に対する非常参集体制の整備を図る。

#### (3) 専門家・専門機関等との連携

市は、大規模事故災害発生時において、専門的な見地から助言等の協力を得るため、大規模事故災害に係る専門的知識を有し協力を得ることが可能な専門家・専門機関等との連携を図る。

##### 専門分野例

災害時医療救護活動（初期治療の調整、負傷者搬送や救護班派遣調整への助言等）

災害医療（広範囲熱傷、多発外傷、化学物質等の中毒等への治療）

化学物質等の取り扱い

鉄道、道路等の各災害の応急対策（鉄道又は道路構造物の被災等への対応等）

こころのケア

社会心理及び災害広報

その他必要な分野

### 4 捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え

#### (1) 捜索活動関係

市等は、捜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努める。

#### (2) 救助・救急関係

市（消防本部）は、救助工作車、救急車等の車両、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

市及び自衛隊は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ警察等と情報交換を行うよう努める。

鉄道事業者等は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

市（消防本部）は、負傷者が同時に多数発生した場合に対応できるよう、救急救護計画を定める。

#### (3) 医療活動関係

市、日赤及び災害拠点病院等の医療機関は、負傷者が多人数に上る場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄等に努める。

鉄道事業者、道路管理者、市は、災害発生時の第一報（災害発生の場所、規模等）が重要であることから、あらかじめ、次の機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関との連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

ア 鉄道事業者又は道路管理者と医療機関、消防本部及び市等

イ 消防本部と医療機関

ウ 医療機関相互

市（消防本部）日赤、地域医師会等は、発災時に医療救護活動を適切に行うことができるよう、平時から広域災害・救急医療情報システムの活用に努める。

また、平時から市（消防本部）は、災害拠点病院（災害医療コーディネーター）との連携に努め、災害時には医療的見地から助言を受けることができるよう連絡体制を整備する。

市等は、2次保健医療圏内の、医療機関相互の応援体制や広域災害・救急医療情報システムを活用した発災直後の医療、対応の具体的手順、医薬品及び飲料水の備蓄並びに災害対応病院から災害拠点病院への患者搬送の流れ等の地域災害救急医療マニュアルを定め、特に初動時に災害対応病院を中心として災害現場へ迅速に救護班を派遣できる体制を整備する。

医療機関、消防本部は、朝来警察署等と連携し、自動車からの危険物等の流出事故など化学物質をはじめとする様々な物質を想定した行動マニュアルの策定、マニュアルに基づいた訓練、化学物質等の特性や資機材の取り扱いに関する研修を行うとともに、個人的防護装備（ヘルメット、毒ガス用マスク、防護衣、手袋等）情報伝達用装備（災害救急医療端末、防災無線、携帯電話、ファクシミリ等）医療用装備（簡易ストレッチャー、点滴台、救急医薬品、救急医療用具等）等の装備品の必要に応じた備蓄を検討する。

#### (4) 消火活動関係

消防本部等は、平時より近隣消防機関相互の連携の強化を図る。

市は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

鉄道事業者等は、火災による被害拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

道路管理者、消防機関等は、平時より機関相互の連携強化を図る。

## 5 緊急輸送活動等への備え

### (1) 緊急輸送活動への備え

市は、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

市は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地の活用を図り、災害時における航空輸送を確保する。

市は、朝来警察署と連携し、発災後において交通規制が実施された場合、車両の運転手の義務等について周知を図る。

鉄道事業者等は、公安委員会その他関係機関の協力の下に、事故災害時の応急活動のために必要な人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努める。

(2) 危険物等の流出時における防除活動関係

市、道路管理者等は、危険物等の流出等に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努める。

(3) 関係者等への的確な情報伝達活動関係

鉄道事業者等は、多数の死傷者が生じた場合に、関係機関と協議して、安否確認情報の提供窓口を設置する体制の整備に努める。

市等は、発災後の経過に応じて被災者の家族等に提供すべき情報について整理しておく。

市及び放送事業者等は大規模事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

## 6 防災関係機関の防災訓練の実施

(1) 各機関の訓練の実施

鉄道事業者、道路管理者、市、指定地方行政機関等は、相互に連携し、次の種類の訓練を実施する。

図上訓練

関係機関、または一部関係機関の訓練担当者による机上での訓練

部分訓練

各関係機関の役割分担を中心とした訓練

情報伝達訓練

関係機関の情報伝達を中心とした訓練

総合訓練

関係機関が、それぞれの訓練の成果を基に実施する総合的な訓練

(2) 訓練への参加

市、関係する指定地方公共機関は、国、鉄道事業者等の実施する防災訓練に積極的に参加し、関係機関の連携、役割分担等について確認する。

(3) 訓練の工夫

各機関が訓練を行うに当たっては、多様な形態の大規模事故を想定するなど、実践的なものとなるよう工夫するとともに、相互の連携体制等の整備を図る。

(4) 事後評価

各機関は、訓練後には評価の場を設けて課題の検討などを行い、必要に応じて相互の連携体制等の改善を行う。

## 第3 雑踏事故の予防

雑踏が想定される行事等の実施に当たり、行事等の主催者等、市及び関係機関等の役割、連携を明らかにすることにより、雑踏が予想される行事等の安全対策を講じる。

### 1 主催者等の措置

行事等の主催者等は、行事内容、雑踏警備体制、事故発生時の対応体制等について、事前

に管轄の朝来警察署及び消防本部並びに医療機関等と連絡調整を行うなど、雑踏事故防止に万全を期す。

## **2 朝来警察署の措置**

朝来警察署は、必要に応じて、行事等の計画段階から、主催者等に対して、雑踏警備に関する指導、助言を行うとともに、主催者等の自主警備とも連携し、組織的な警備を行う。

## **3 市の措置**

- (1) 消防本部は、事故発生時の対応体制について、事前に、主催者等と調整を行うとともに、緊急車両の進入路の確保等、必要な警備体制をとる。
- (2) 市は、行事等の主催者等から要請があった場合で、行事等の規模、開催場所等を考慮し、広域支援を行う必要があると判断したときは、行事等の実施計画に関する関係機関の協議の場に参画し、情報伝達体制、広域支援等について助言する。

## 第4節 原子力等事故災害予防対策の推進

---

実施担当	総務部総務課、産業振興部商工観光課、消防本部、各支所市民課
------	-------------------------------

### 第1 緊急時モニタリング体制の整備

---

#### 1 原子力事業者の措置（核燃料物質等に係る事業所外運搬災害等関係）

原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者（以下「原子力事業者等」という）は、核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合には、モニタリングの実施等といった危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担及び携行する資機材等を記載した運搬計画書並びに、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成し、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。また、危険時の措置等を迅速かつ的確に実施するために所要の要員を配置し、必要なマニュアルの整備を図る。

#### 2 放射性同位元素取扱事業者の措置（放射性同位元素等に係る事業所外運搬災害等及び放射性同位元素取扱事業所災害等関係）

放射性同位元素取扱事業者及び放射性同位元素取扱事業者から運搬を委託された者（以下「放射性同位元素取扱事業者等」という）は、法令で定める放射線の量及び放射性物質による汚染の状況を測定するために必要な体制を整備する（放射線障害防止法第20条、第33条）。

#### 3 市等の措置

市その他関係機関は、放射性同位元素取扱事業者以外の者で、放射性物質が不法に持ち込まれるおそれのある者に対し、検査体制の整備など必要な防止対策を講じるよう働きかけに努める。

### 第2 救援・救護活動体制の整備

---

#### 1 消防活動体制の整備

(1) 消防本部は、放射性同位元素取扱事業所の立地状況等も踏まえ、次に掲げる消防活動体制の整備に努める。

防災資機材（放射線計測資機材、放射線防護資機材を含む）の整備

職員の研修・訓練（放射線計測、放射線防護〔除染を含む〕、放射線による影響等に関する研修・訓練を含む）

事業所等の把握

(2) 市は、消防活動体制の整備について、県、国及び専門家と協力し、必要な助言、情報提供等の支援を行う。



## 2 緊急時医療体制の整備

### (1) 関係職員の研修

市及び医療関係機関は、医療従事者等に対し、放射線医学総合研究所等の関係機関が実施する研修への参加等により、放射線の性質、単位等の基礎知識や放射線防護の技術（除染を含む）放射線障害、被ばく・汚染患者の取扱い等の知識・技術の取得に努めさせる。

### (2) 緊急時対応可能医療機関の把握

市は、以下の区分により、地域内外の緊急時対応可能医療機関（救急疾患と汚染・被ばくを伴う患者の治療を行える施設）を事前に把握するよう努める。

区分

放射線障害専門病院

重度の内部汚染に対処できる能力を持つ施設

緊急被ばく医療施設

ア 5～6 Gy 以上の全身被ばく患者の治療（緊急被ばく医療、救急医療、皮膚科、造血幹細胞移植専門家が必要）を行える施設

イ 2 Gy 以上の全身被ばく患者の治療を行える施設（無菌室が必要）

ウ 汚染（体表面、創傷部）を伴う患者の治療を行える施設

## 第3 平時からの防災関係機関等との連携体制の整備

---

### 1 防災関係機関との連携

市、その他防災関係機関は、第3編第2章第3節「防災関係機関等との連携促進」に記載している対策を円滑に実施できるよう、必要な体制整備を図る。

### 2 専門家派遣

#### (1) 核燃料物質等の事業所外運搬災害等

市は、特定事象発生時等に原子力安全委員会に設置される緊急技術助言組織から現地に派遣される緊急事態応急対策調査委員の受入れについてあらかじめ定めておく。

#### (2) 放射性同位元素等の事業所外運搬災害等

市は「放射性物質輸送の事故時安全対策に関する措置について（昭和59年2月、放射性物質安全輸送連絡会）」に基づき、放射性物質の輸送中の事故に際し必要に応じ国から派遣される専門家の受入れについてあらかじめ定めておく。

## 第4 災害時要援護者支援対策の強化

---

### 1 災害時要援護者の把握と情報伝達体制の整備

#### (1) 災害時要援護者の日常的把握

市は、民生委員・児童委員、訪問介護員、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じ、高齢者、障害者等の要援護者の状況を把握し、コミュニティ・ファイル等を作成しておくなど、対象原子力災害等発生時に迅速な対応ができる体制を整備する。

## (2) 障害者への情報伝達方法の確立

市は、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障害者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムを整備する。

また、防災知識の普及啓発に努めるほか、防災上の相談・指導を行う。

## 2 社会福祉施設等の防災体制の整備

市等は、次の対策を講じる。

- (1) 社会福祉施設等の緊急保護体制の確立
- (2) 社会福祉施設の対応強化
- (3) 社会福祉施設等の整備
- (4) 高齢者、障害者等に配慮した避難所の整備

## 3 外国人対策の強化

外国人に対する日常の情報提供及び対象原子力災害等発生時の情報伝達等の方法については、地域防災計画（風水害等対策計画）第2編第2章第15節内「外国人に対する日常の情報提供等」に基づき必要な対応を図る。

# 第5 原子力災害等に関する学習等の充実

---

## 1 周知方法

市は、次に掲げる方法により、知識の普及及び啓蒙に努める。

- (1) インターネット等による普及
- (2) 新聞、冊子、その他印刷物による普及
- (3) 標語、図画、作文募集等による普及
- (4) 市民を対象とした研修会の開催

## 2 周知内容

- (1) 放射性物質及び放射線に関すること（放射線の単位、汚染と被ばくの違い、放射線の人体影響等）。
- (2) 放射性物質規制の概要（法体系、利用用途、用途毎の存在形態等）
- (3) 原子力施設等の概要に関すること。
- (4) 対象原子力災害等とその特性に関すること。
- (5) 緊急時に講じる対策の内容に関すること。
- (6) 対象原子力災害等発生時における留意事項（特に身体の防護方法、妊婦・乳幼児等に配慮した緊急措置方法）
- (7) その他必要と認められる事項

## 第6 災害対策要員の研修・訓練の実施

---

### 1 研修の実施

市は、対象原子力災害等の対策業務に携わる者に対して、対象原子力災害等の対策に関する次に掲げる事項について研修を実施する。なお、研修の実施方法として、専門家による講習会のほか、関係機関が行う研修等を活用する。

- (1) 放射線の性質、単位等の基礎的な事項に関すること。
- (2) 対象原子力災害等の対策体制及び組織に関すること。
- (3) 原子力施設等の概要に関すること。
- (4) 対象原子力災害等とその特性に関すること。
- (5) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (6) モニタリング実施方法及び機器に関すること。
- (7) 防災対策上の諸設備に関すること。
- (8) 緊急時に県等が講じる対策の内容に関すること。
- (9) 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること。
- (10) 過去の事故及び対処事例に関すること。
- (11) その他緊急時対応に関すること（除染の基礎技術等）。

### 2 訓練の実施

市は、緊急時通信連絡等の訓練を実施する。

### 3 関係資料の整備

市は、研修、訓練及び災害時において活用するため、地図、気象資料、平常時環境放射線モニタリングに関する資料等の整備を図る。

## 第7 防災訓練等の実施

---

市は、対象原子力災害等に係る訓練を、防災訓練の一項目として取り入れるよう努める。なお、この実施にあたっては原子力事業所立地市町の訓練実施状況を参考とする。

## 第5節 高病原性鳥インフルエンザ予防対策の推進

---

実施担当	総務部総務課、市民生活部生活環境課、産業振興部農林振興課、健康福祉部健康課、各支所市民課・地域振興課
------	--

### 1 マニュアル等の作成

他市町村で発生した事例や関連情報等を収集し、その原因や事案対応等を研究し、マニュアル等の作成及び見直しを図る。

### 2 緊急対応体制の整備

迅速な初動対応を行うため、夜間・休日を含めた緊急連絡網を作成・維持する等、緊急対応体制の整備を図る。

### 3 関係機関との連携

市、その他防災関係機関は、第3編第2章第3節「防災関係機関等との連携促進」に記載している対策を円滑に実施できるよう、必要な体制整備を図る。

### 4 訓練及び研修の実施

市は、高病原性鳥インフルエンザ対応に係る訓練及び研修を、関係機関や生産者等と連携して実施するよう努める。